

「戦後民主主義」と同志社大学の復興

——田畠忍先生に聞く(二)——

司会 西田 毅

出席者 脇 圭平、藤倉皓一郎
上田健二、梅津 実

伊藤弥彦、深田三徳
岩野英夫、富沢 克

日時・場所 一九七八(昭和五三)年九月二九日

午後一時光塩館第一共同研究室

西田(司会) 前回、田畠先生には昭和二年から昭和二十年までのお話をさせていただきましたが、今回はその続きとして昭和二十年から昭和二十九年ころまでのお話を承りたいと存じます。

ご承知のように、先生は終戦直後の昭和二十一年五月に大学長(第一期)になられ、さらに、二十七年四月には第二期の大학長に選出され、二十九年三月まで就任しておられます。この昭和二十一年から三十年ころまでの十年間に田畠先生は他にもいくつかの行政職を歴任しておられます。私の知っております

範囲内でも、京都市の公安委員と公安委員長をおやりになりまして、日本学術會議は二期、三期、四期と昭和三十五年までお務めになっておられます。また、これは昭和二十八年の八月でしょうか、片山哲氏が組織した憲法擁護運動に参加なさいまして、以来、ずっとそのほうの運動は続けていらっしゃいます。学会のほうも、昭和二十三年に日本政治学会ができましたとき、先生は初代の理事になられ、爾後、十四年間、政治学会理事としてご在職であつたわけです。また、日本法社会学会理事、日本公法学会監事等にも就任されました。旧高文の最後の試験委員、これは昭和二十二年ですか、高等試験臨時委員をなさつておられますね。

このように先生は八面六臂のご活躍をなさつたわけですが、こういった行政職のかたわら、昭和二十四年には『憲法学の基本問題』が上梓されましたし、また『憲法学原論』は昭和二十六年に上巻が出まして、三十一年に中巻と下巻が完成し、昭和

三十二年になつて、『改訂憲法学原論』の刊行をみて、ここに田畠憲法学の理論体系が構築されたわけであります。このように激務のかたわら憲法学の理論的完成のために大変な時間と労力を注がれたのであります。今日はこのような昭和二十一年から二十九年にかけての、行政、学問の両面において非常にお忙しい時期の田畠先生のお話を伺うことになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

田畠 今日は戦後の経験についてお話しします。昭和二十年八月十五日の終戦の大詔を、私はラジオでは聴かなかつたんです。それを自宅で聴いて、非常に喜んで駆け込んできた張俊翰（南山俊翰）君、彼は同志社の助教授でしたが、彼から間接に聞いたわけです。

私は聞こえるラジオを、そのとき持つてなかつたのです。家族はちょうど疎開先の富山におりまして、この張君とただ二人だけで、感無量の終戦をわが家で迎えたしだいです。戦争が終わつたことを、その時本当にうれしく思いました。

その日か、その次の日に、私は佐々木（惣一）先生をお訪ねいたしました。それまで深い憂色に沈んでおられた先生が、これまで日本はきっとよくなるだろうと、非常に喜色にあふれて断言をされるのを聞きまして、私はいつそうそうした確信を強め

るようになりました。また当時、原爆は神風だったと言われた末川（博）先生の言葉を、首肯することもできました。

それよりも、終戦後間もなく京大の憲法講座を担当しました大石（義雄）君と、その頃円山公園と一緒に歩いたことがあるんです。そのとき彼が、いばつている軍人がいなくなつて愉快だという意味のことを言つたんですが、私はいまもその彼の一言を忘れることができないでいるんです。それは当時の多くの国民の偽らざる心境でありました。「ノーモアヒロシマ」という戦争忌避・軍人嫌悪の平和感情だったわけです。

この国民の平和感情を幣原喜重郎総理が大きく憲法九条に組織したのですが、終戦の大詔の「泰平の基を開かん」というのも、やはりこの平和感情の披瀝（ひれき）であつて、遠藤三郎元陸軍中将が感激して、軍備全廃の思想と平和運動の実践に踏みきる決意をされたのも、同じくこうした平和感情の所産であったと言えます。

マッカーサー元帥を最高司令官とする連合国軍の占領が始まつた九月の新学期になりますと、学生諸君が戦線を退却し解体した軍隊から、続々と帰つてまいりました。しかし、再び生きて帰ることのできない戦争犠牲者も少なからずあつたことは、言うまでもありません。が、無人の感のあつた学園が、にわかに帰学した学生でにぎやかになり、学校らしいふんい気になつた

わけであります。

しかし復員学生には、非常な虚脱感がありました。その虚脱感が間もなく爆発いたしました。いわゆる「無能教授」排斥運動がそれであります。これが全国的な戦後復員学生の状況でありましたが、同志社でもたちまち十名ばかりの教授がそのヤリ玉に上がったわけです。これに耐ええず、昭和二十年内に身を引いた、あきらめの早い人たちも出てまいりました。然しがんばって耐えぬいた人たちもあります。

戦争中特に苦労をされた黒川芳蔵学長は、学長職だけは直ちに辞任されて、牧野虎次同志社総長が兼任学長になりました。が、たちまち学生諸君は牧野学長も排斥しました。そこで、牧野学長の後任に、若松兎三郎専務理事が学長臨時事務取扱について、大学再建の事務に当たりました。

若松学長事務取扱の果たすべき任務が二つありました。一つは、戦前・戦中にファシズムと軍国主義のために追放された教授の復職受け入れ交渉の事務であります。他の一つは学長物色の工作であります。そこで若松理事は、まず田村徳治先生を大学学長に推したのですが、事務や行政の大きらいな田村先生は、極力回避されました。それで若松さんは断念して、今度は学外から佐々木惣一先生を迎えるとして、私にもその交渉方を依頼されました。私はさっそく佐々木先生宅に依頼に

参りました。もちろん若松さんも懇請に行つたのですけれども、佐々木先生はがんとしてこれに応じません。先生は、戦前に立命館の学長を辞めて後は、同志社だけでなく、どこから頼まれても、天下の浪人として学問一筋に生きることだけを考えられていたからであります。総理になった吉田茂が先生を文部大臣にしようとしても成功しなかつたぐらいです。

そこで、学外の今中次磨先生、中島重先生を候補に考えるむきも社内の一部にありました。そのうちに学生諸君の中から、私をかつぐ運動が始まったわけです。のみならず、学生たちは若松さんを排斥し始めました。結局、困つてしまつた若松さんと牧野総長は、私に白羽の矢を立てて学生に対応したわけです。しかし、私はまだ若くて、本格的に研究に打ち込まなければならぬ年齢で、大事なときであります。また事務職は不向きであるとも考えて、避けたいと思ったのです。この考えはずつとのちにも断続したわけですが、すすんで引き受けるように激励されたのは、相談に行きました佐々木先生であります。先生は戦前戦争中における私の行動を注視されていて、私をむしろ行政職向きの人間であると確信させていたようです。結局、私は佐々木先生の激励に従つて、翌二十一年四月に、事務取扱になつて、五月から学長に就任せざるをえなくなつたわけであります。

それより以前に、すでに若松さんは、極めてスピーディに教授復職の問題を半ば解決されておりました。しかし若松方針は、問題の教授全部に復職を要請するのではなく、呼はない二・三の例外を設け、また復職を交渉する教授についても、人によつては特に強く要請する、人によつては強くは要請しないというやり方でした。そして京都在住を絶対の条件としました。そして民法の能勢克男先生、憲法と法哲学の中島重先生、行政法の高橋貞三教授、統計学の宗藤圭三教授、経済哲学の恒藤武二助教授、倫理学史の高田武四郎教授、予科の和田洋一教授等々が復帰することになりました。そのとき経済学の林要先生長谷部文雄先生、経済学史の住谷悦治先生は復帰されませんでした。また、予科の真下信一・新村猛教授等は復帰を拒否しました。

しかし、住谷先生は、のちに松好貞夫君が経済学部長のときに、その懇請に従つて漸やく復帰されました。そして、教授復帰問題は、若干の難しい問題をあとに残すことになりました。これに乗じて談じ込んでくる一部校友の大学に対するプレッシャーなどもありました。若松さんはその折衝に閉口しながらも初志を通しましたので、私の学長就任後にもこの問題は尾を引いて少なからず困りました。一人は、東京居住を条件とした林要先生の問題でありました。他は若松さんがどうしてもその復帰を認めないで除外した岡田良夫君の問題でした。私は困ったわけ

ですけれども、それはすべて就任前に決定済みの問題でありますので、私はそれに従うほしかつたわけです。岡田君は、その後新制京都大学の出発の際、その創設の中心でありました滝川幸辰法学部長にお願いして、京都大学教養部の政治学担当の助教授として採用してもらつたのであります。

若松臨時学長の二つの任務は遂行されたわけですが、しかし教授排斥運動は全く放任して、学生のなすにまかせており、したがつて排斥運動は続いておりました。そこで私は、二十一年四月学長就任に先立つて、教授排斥運動学生の幹部諸君数名に会いました。そして就任の条件として、排斥運動をやめてほしいと談じ込んだのですが、なかなか承知しませんので、私は「諸君は無能教授排斥と言つたが、諸君は有能なのか」と反問しました。彼らは困つてしまつて、空気は微妙に変りました。私はさらに続けて、「私は諸君が有能でも、差別や排斥はきらいだ。それでも諸君が排斥運動が好きなら、私の排斥から始めてほしい。とにかく教授の排斥運動を諸君がやめないかぎり、私は学長に就任しない」と言つたのです。学生諸君は次の瞬間に排斥運動をやめるとはつきり約束してくれたわけです。全国で最初に教授排斥運動をやめたのは同志社だったと思ひます。

しかし私は、それでもまだ安心ができない気持であります。そこで、その裏付けとして、問題の教授の皆さんにお願いして、

一年ないし二年の、俸給完全支給付きの休講、研究に専念していただくという措置をとりました。それだけでなく、学長就任早々の入学式の際に、学生無処罰主義の方策をとることを、処罰をきめている学則を超えて宣言しました。この冒険は、昭和二十一年四月某日のことでありました。無処罰主義は、同志社の先輩である横浜高等工業学校初代校長の鈴木達治先生が開校と同時に、無賞主義・無試験主義とともに採用された自由主義教育の精神によるものであります。私はこの三無主義のうちの一つを踏襲したのにすぎないわけであります。もちろん同志社の校祖新島襄先生は無処罰主義ではなく、軟派の学生に対しては苛酷なまでに厳罰主義をとり、ストライキなどの硬派の学生に対しても、これを「^{いとどうふき}」の学生と称して寧ろ大事にされ、罰する代わりに自らの左手を杖で打つて罰するという教育者であります。したがって鈴木先生の無処罰主義教育は、新島先生の右のごとき硬教育に対して、平凡で、しかも極めて実践的な批判と言うこともできようかと思います。

それはともかく、このときの突然の私の宣言は、学生諸君の自覚と责任感を高揚することになりました。また、それ以後の同志社大学の教育伝統の一つを形成することになったようになります。後任の学長（湯浅八郎先生、大塚節治先生）は、処罰主義を復活されようとされましたけれども、結局これを変える

ことができず、そのあとの人たちも無処罰の方針を変えることがなくなって、制度を超えた伝統が形成されることになつたと思います。

戦後の学長の最主要の仕事は、どこの大学でも、戦時に崩壊した大学を再建することがありました。同志社大学もその点同じで、私は法学部長兼任でありますので、文学部長の園頬三先生と提携してそのことに当たりました。文学部では、たとえば、まず英文学者であり、詩人でもありました矢野峰人博士、いまおられる哲学の平石善司君、社会学の伊藤規矩治君等の諸氏を招へいしました。

法学部では国家論と社会学の小松堅太郎教授、政治学史の高田武四郎教授、今井仙一教授（政治哲学、政治学史—近世）、中西仁三教授（経済学）、松好貞夫教授（日本経済史）、内田智雄教授（中国法制史）等を順次迎えることになりました。住谷悦治先生の復帰は前述のとおり少し後のことになりました。

しかし、法律学関係講座の再建は容易ではなく、国際法、刑法、民法、商法等々の講座の補充はにわかにはつかず、戦争から帰つて来た滝川春雄君（刑法）、熊谷開作君（日本法制史）と並んで、経済哲学の恒藤武二君を改めて法哲学に専攻変えをしてもらいました。苦しまぎれに打つた手は、佐々木惣一先生、恒藤恭先生、賀川豊彦先生等を客員教授にお願いしたことであ

ります。即ち、客員教授という制度を新しく作ったのです。

それから、一日も早く学長を辞めて研究職に帰りたいということもありまして、私は後任学長の物色を始めました。そこで客員教授の恒藤恭先生にまず相談しました。政治学の今中次磨先生はいかがでしょうかと言いましたと、それよりも阿部賢一君が最適任ですよ、という答えがありました。ところが阿部先生は、同志社中学出身で早稲田大学を卒業されて同志社大学の財政学教授になり、のちに早稲田大学に帰られた後、毎日新聞東京本社の経済部長になり、戦後これを辞めて、早稲田にも復帰されないでいる方がありました。しかし、最適任者であつても迎ええない事情があつて、それはどうしようもなかつたのであります。阿部さんはのちに大浜信泉学長の晩年に紛糾した早稲田大学の難局に、代りの学長として見事に收拾されましたので、恒藤先生の言われたとおり、学長として最適任者の一人であつたことが、証明されたように思つた次第です。

そこで、次に私が考えたのは、熱心なキリスト教徒であつた東大経済学部の矢内原忠雄教授のことでありました。それは経済学関係教授陣の充実にもつながることでありますから、私は東上して矢内原さんに会いました。私はそのときは学長のことは言わずに、東大を辞めてキリスト教主義同志社の充実のために来てください、と言つたのです。矢内原さんは驚いて、あき

れた顔をされました。しかし、考慮していただきことに話をつけました。再び訪れますと、兼任でもよろしいかということになりましたが、南原学長に相談されると、南原さんは、専任で行くならば賛成だが、兼任はよろしくない、ということをおっしゃつて、結局矢内原さんを迎えることはできなくなつたのです。それから、前にも考えておりました中島重先生ですが、先生は帰学後ずっと病床にありまして、一度も教壇に立つことができず、二十一年五月に逝去されました。

どうしようもなく後任学長問題に行き惱んでいるときに、戦争中米国に亡命されていた湯浅八郎博士が帰国されて、間もなく牧野虎次総長辞任のあと同志社に復帰されたので、ピンチヒッターの任務を終わっていた私は、二十二年七月に学長職を退いたわけであります。その結果、湯浅博士の兼任となり、私は一年と数カ月で、研究室に半分帰ることができました。半分帰ることができたといいますのは、法学部長をまだ続けなければならなかつたのです。このようにして新制大学への切り替え作業は湯浅学長によって行われることになつたのであります。

それより前、二十一年以降、どこの大学にも教員適格審査の業務がありました。同志社大学では、宗藤圭三教授を委員長とする委員会を設置して全教員の審査に当たりましたが、学長と学生部長、学生主任、学校長の審査は、文部省の中央適格審査

委員会がじかに当たることになつておりました。その文部省の審査室長は相良唯一氏であります。相良氏はのち京大の事務局長になり、ついで京大の教育行政学担当の教授になり、さらにパリのメゾン・ド・ジャポンの館長になつた人であります。教授の審査も二審は文部省、三審は占領軍司令部が担当していました。私は、ある人たちのさん訴があつたらしいのですが、学生部の皆さんとともに合格であります。専門学校長をしていました難波紋吉教授は不合格になりました。学内の審査では、田村徳治先生一人だけが不合格になり、そのため田村先生を失うことになつてしまつたのです。難波教授は占領軍司令部に上訴し、湯浅氏などの非常な奔走がありまして、数カ月後に合格になつて復学しました。しかし、のちに、難波さんは神戸女学院の院長に転出されました。

ところが学内審査で合格になつた小松堅太郎教授が、ある方面のさん訴がありましたために、占領軍司令部で不合格にされてしましました。その後ページの一般解除になり、小松教授は復学されました。田村先生は、解除と同時に関西学院大学の大石兵太郎学長の懇請により、古巣の関西学院大学に再任されました。私は、田村先生のページ解除の運動をしておりましたけれども、むしろ関西学院のために喜ぶ気持になりました。こちらのほうは客員教授になつていただきました。それがのちに両

大学の合同研究会をつくるきっかけの一つになつたと思います。

私の第一次学長の間、事務その他で特にお世話になつた方々は牧野総長、若松専務理事、園文学部長、大学教務主任の事務をお願いした高田武四郎教授、学生部の仕事をしていただきました神学部の小田実教授、岡本清一学生主任等であります。

岡本君はのちに新制大学発足のときに教授陣に入つてもらつて、政治史担当を依頼することになりました。進駐軍関係の用事や交渉は、もっぱら高田教授に担当してもらいました。学生部関係の仕事は小田教授が専念しました。学生部室にあって、小田君は書物を片時も離さず、熱心に学生指導に当たりました。その小田教授に対する学生諸君の絶対の信頼ぶりを見まして私は非常に感動しました。小田君は東大で国際法を専攻した人で、のちに神学部に来た人なんですが、神学部から法学部教授に転じてくださるように幾度か勧めたのです。もちろん説得することはできなかつたのですが、その後しばらくして、小田君は臓疾患のために早逝されました。

終戦早々の一年あまりの第一次学長在任中にはもちろんいろんなことがありました。その一つに応援団主催のダンスパーティに、教室か校庭を借りたいという要請が団長からありました。ダンスは進駐軍が日々的に奨励しておりました。しかし私はこれを固く拒絶しました。幸い応援団長はそれに従つてくれまし

たが、もし彼らが従わない場合には、私は体を張ってダンスパーティをぶつぶす覚悟を決めておりまして、悲壮な決意をしておりました。

また、それとはまるで違うのですが、東京出張の途中、若松専務理事の紹介状をもらって、熱海の晩晴草堂に大先輩の徳富蘇峰先生を初めて訪問しました。「追放」中の徳富先生は顔面神経痛で臥床されておりまして、面会することはできませんでした。秘書の中島司という方にも意を告げるだけで終わったのです。その私の訪意というのは、皇室中心主義の歴史観を占領中だからといって捨てるべきではないと思ひます、といふお節介でありました。このお節介の伝言を依頼して帰ったのであります。徳富先生にお会いしたのはそれより数年後、同志社へ来校されたときであります。そのときはページも解けておったのですが、そのとき「あなたは益友だ。どんなことがあっても同志社を辞めないでくれ」というようなことを徳富さんは私に仰言つたのであります。

大学の講義も、二十年九月から講義に行っておりました関西学院大学のほか、二十一年からは京都帝国大学法学部の講師に嘱任されました。その十月以降は、恒藤恭先生が学長でありました大阪商科大学にも出講しております。非常に多忙になりました。この三つの大学では政治学の講義を担当しましたが、同志社大学では憲法と政治学の講義を担当しておったのであります。憲法はまだ帝国憲法の講義の時代であります。そのころの学生に山本浩三君、高橋悠君、いま共産党の衆議院議員である東中光雄君等がいたわけです。ところで、二十一年十一月三日に新憲法が制定されましたので、その研究と普及の仕事も加わりました。その制定に至るまでの議会における改正憲法審

議時に患つておりました脊椎カリエスは学長在任中も続いておりました。そのためにコルセットをはめての執務、講義、出張という生活の毎日であります。東京への出張は大学の用事だけでなく、文部省主催の人文科学委員会に出席する等の用務のためであります。人文科学委員会がのちに学術会議に発

議のときに、またそれ以前の憲法改正論議のときに、憲法研究の十分にできないあせりは、事務従事の間ずっとつきまとつて、なんとか早く事務を離れたいという気持と終始鬪つた一年有余の歳月でもありました。また、家内などが疎開先の富山からやつと帰宅しましたのが二十一年の初夏で、それまでは自炊生活をしておりました。

二十一年の夏に、朝日新聞社九州本社の夏期大学の講師になつことがあります。そのときは九大の中次磨先生と一緒にであります。その翌年に、山口市での朝日新聞の夏期大学にも行きました。そのころ夏期大学が各地で盛んに開催されました。倉敷市を中心とした中国地方の朝日新聞の夏期大学に行つたのは、すこしのちの年だったかと記憶しています。それから、毎夏高野山で開催される毎日新聞社の夏期大学に出たことも二度ばかりあります。最初のときにはたしか美濃部亮吉氏が一緒でありました。夏期大学で最も豪華だったのは、広島県尾道市の戦時中の市長であった田坂寧邦という方と、疎開していた京都大学の美学専攻の哲学者で、のちに国会図書館長になった中井正一氏の主催する夏期大学です。数日滞在してデモクラシーの連続講義を担当しました。宿舎は田坂邸ですが、そこから見た尾道の海のある段々市街の風景を私は実に美しいと思いました。そのイメージがいまでも眼底に浮かんでまいります。

昭和二十二年五月三日から日本国憲法が実施されて、占領下の新憲法体制がいよいよ始まつたわけです。国民はもちろん新憲法を非常に歓迎したのであります。かくして新憲法下最初の総選挙の結果、社会党が第一党になり、憲政の常道ということ吉田内閣は直ちに退陣して、片山哲氏を首班とする社会党内閣が発足しました。これは二十二年五月二十四日であります。

かくして、新憲法制定以降の立法が始まつたのですが、占領中ながら、教育基本法をはじめとしておよそ合憲法的なもので、社会党内閣の出現も、そういう背景においてまことに自然のように考えられました。ところが党内の事情、あるいは民主党との連立内閣だったこと等で、一年弱のうちに芦田均民主党内閣に更迭したのであります。これが二十三年三月十日であります。さらに半年たつて二十三年十月には、吉田茂自由党内閣になりました。改組また改造で、それが二十九年二月まで続くことになるわけです。

その間、二十五年までは、何とか立法・行政・司法の国政において新憲法体制の面目を保つていたように思います。また対外的にも憲法九条の永久平和主義の原則に従つて永世中立外交が、占領管理下においてではありますけれども、行われておつたと言えると思います。それが二十五年の朝鮮事変を契機にして警察予備隊がつくられ、二十六年締結のサンフランシスコ平

和条約と日米安全保障条約により、日米軍事同盟ということになりました。同時に、警察予備隊が保安隊・自衛隊にエスカレートして、違憲の再軍備、安保条約体制というものができることになつたしだいです。戦後日本の運命はこれによって翻覆することになり、憲法に矛盾する安保体制の展開、進行ということになつたのであります。

先述しましたように、二十二年に私は学長を辞任しました。

しかし兼任の法経学部長は翌二十三年三月まで続けることになり、湯浅学長の大学再建と新制大学発足の準備行政を助けなければならなかつたわけであります。しかし、湯浅学長とは種々の点で意見を異にしました。对学生の問題では、その处罚主義管理主義と、私の無処罰主義自治主義とで対立しました。湯浅学長のそうした管理主義は、教職員に対してもアメリカの一部に行われている勤務評定制度の導入意図に象徴的に現れることになり、私たちはそれと闘つて、その導入を断念させることに成功しました。しかし、そのアイディアは後年、政府による勤務評定制度の大々的な强行の先走りだった、ということが言えようかと思います。

また、湯浅博士は学生の政治運動をきらいました。したがつて弾圧政策をとつて、そのために学生部を強化しました。その一つとして秋山哲治君を同志社高校教諭から学生課長に任命し

たわけです。好学の秋山君は、非常に実直な人ですから、湯浅命令で学生のビラはぎなどをしているのです。これを目撃して、これは拙いと考えて、一年後に岡本清一君等と相談し教授会に諮つて、学生課長から刑法専攻の助教授になつてもらうことができた次第です。ちょうど滝川春雄君が阪大に転出して、刑法講座が空いていたので、それを埋めることにもなつたわけであります。

そのうちに湯浅学長は、設立準備中の国際基督教大学の学長を兼任することになりました。これは二十五年で、その創設事務のために渡米することになりました。募金を主たる目的とした渡米だつたようであります。渡米前に、兼務の学長だけを辞める際に、教員による学長と総長の選挙規定がつくられたのです。ただし被選挙権は社員すべてとし、選挙権は教員に限定します。この選挙の結果、神学部の大塚節治先生が当選さたものであります。その選挙の結果、神学部の大塚節治先生が当選され、湯浅総長・大塚学長のバッテリーという時代になつたのであります。しかし、同志社の総長としてICUの募金に渡米した湯浅総長の同志社内における信用は失墜するほかななかつたわけで、大下神学部長が神学部の学生とともに立ち上がって、湯浅博士の無責任を問う運動をやつたわけです。ついに渡米中の湯浅博士は辞職の決意を打電してまいりました。その後任総長の選挙で大塚学長が当選いたしました。

大塚先生は、理事長・総長・学長の三役の座に就いたわけです。大塚先生の大学行政も前任者とだいたいにおいて同様の学生運動抑圧主義であり、管理主義的傾向を持つものであります。学生はもちろんこれに反発しました。したがって学校当局と学生側のあつれきは日常茶飯事のごとに断続しました。私はこのような大塚学政の際に初めて学園理事になりました。これが昭和二十五年です。

そこで、このような傾向を是正することに努めたのですが、一理事・一教授の微力では是正はどうてい不可能であります。しかし、その努力を続けましたので、私は大塚先生と、校友会長で極めて保守的な村田竹治郎理事、多少革新思想ももった秦孝治郎理事等との抗争を事とするようになりました。村田さんは私を目の敵のように考えて、私を「原爆」と呼んでいました。私は彼を「村田鉄砲」と言つたことがあります。また彼は「徳富参り」をしまして、私がおれば同志社は赤化されると告げたそうであります。もちろん徳富先生は私を弁護して、彼らをなだめたようであります。

ところで、私の学外でのその間の行動について申しますと、先ず二十二年に高等試験臨時委員を委嘱されました。東大の堀豊彦教授と政治学の試験を担当することになり、二ヵ年在職いたしました。また、日本公法学会が発足しまして、監事の職に数カ年在職しました。それから、翌年の日本政治学会発足の際、理事を嘱任されまして、これは十四年間在職しました。理事長は東大の南原繁学長であります。また、第一回の総会は東大、二回目は慶應、三回目は早稲田という順に進んでいきました。感心したのは南原理事長の非常に巧みな議長ぶりであります。慶應で総会がありましたときに、私と早稲田の大山郁夫先生の二人が講演をしたことがあります。「戦争の政治学と平和の政治学」というのが私のテーマであり、大山先生は永世中立についての話をされたのです。が、その当時、私はまだ永世中立の主張を出しておりませんでした。それから、昭和二十四年、私は立命館大学の講師を嘱任されまして、これは数年間続きました。学位をもらったのはこの年で、学位論文は「憲法学の基本問題」であります。これは日本評論社から出版しましたが、事務に追われて勉強はあまりできず、万事中途はんぱになつた次第であります。

それから、さきにお話がありましたが、第二期の日本学術會議の会員に選ばれたのは二十六年で、第三期、第四期と当選しまして、それが三十五年までです。第五期には選挙規定が変わりまして、選挙運動が非常に不自由になり、規定どおりにやれば落ちるわけで、恒藤先生もこのときに落選されたと思います。第二期の学術會議で特筆すべきことの一つは、私学国庫助成の

第四十九委員会というのができまして、その委員になりましたが、委員長は中村宗雄早稲田大学教授でありまして、助成の国庫予算のワクを初めてここでつくることができました。それについて思い出すことは中村委員長、中央大学の青木得三教授、日本医科大学の塩田学長等の非常な努力です。それから、憲法二六条が私学助成を政府に義務づけているという私の憲法解釈理論も有効だったんですが、それをすぐに理解してくれたのは文部省の事務官で、そのことを私は今も忘れないのです。憲法の解釈が非常に役立つということをこのときに私は痛感いたしました。また、国学院大学の北岡教授が、改憲主張のために「米国製の日本憲法だから」と言つたのに対し、即座に憲法の勅語を引用して、これは欽定の憲法だということを言つたので皆さん驚いたようでしたけれども、憲法の解釈からすればそう考えるほかないので、そう言つたのであります。

この五年間での私の経験の中で意外であつたのは、昭和三十年に二年任期の京都市の公安委員に任命され、二十四年に一年任期の公安委員長に任命されたことであります。思いもかけん仕事をすることになったからですが、京福電鉄社長の石川芳次郎氏、この方は同志社の校友です。それからもう一人は鎌田朝日新聞社顧問で、委員は全部で三名です。石川氏は初年度の委員長になりました。鎌田氏は私と石川さんの辞任後の第三年

度の委員長です。市長は神戸正雄氏で、京大の財政学の教授でのちに関大の学長だった方であります。それと助役の田畠磐門氏、このお二人の懇請で私は引き受けたのですが、引き受けてから佐々木先生に報告しますと、くだらん仕事をなぜ引き受けたのか、と言つてえらいおしかりを受けました。「それではすぐ断りに行きます」と言いますと、「引き受けた以上はやるべきだ」と言われて、一任期だけはがんばったわけです。佐々木先生は、警察行政は荒っぽいので、私が困るだろう、と心配されていました。その後に、盛秀夫君から聞いたのです。公安局の制度は新警察法による英米的な民主警察をつくための画期的な制度であります。旧官僚主義的な権力警察行政を根底からなくすることを目的とした、民間人によって管理されるこの制度を、旧警察官僚が喜ぶはずはなかったので、この制度は数年のうちに警察法の改悪でつぶされてしましました。そして、今も残っているのは国家地方警察です。そこには公安局も残っていますけれども、それは権限の強い公安局ではありません。英米式の民主的な公安局制度はものの見事につぶされてしまったのであります。

当時は、在日朝鮮人の密造酒事件とそれにからんでのデモが頻発しました。委員会室に押しかけてきた彼らに会つて説得するには、いつも私の役目であります。警察の横暴に対するのは、いつも私の役目であります。警察の横暴に対するのは、いつも私の役目であります。

プロテストにやつてきた人たちに会つて、証拠写真を撮つて持参するように、と言つて警察の諸君をやきもきさせたこともありました。また、いまとは違つて、当時は過激であつた共産党の諸君が、いまの新左翼の諸君以上に過激だつたように思いましたが、諸君の抗議に対決したり、血氣にはやる学生共産党员の諸君に対決したこともありました。シベリア抑留からの引揚者のトラブルがありまして、そのときの永田圭一局長の態度を私は偉いと思いました。それはトラブルが起ころんように万全の策をとつたわけです。引揚者はいちおう京都駅に着きますから、全警察員と言つてもいいぐらいの多数の警官を駅へ動員するんです。それで騒動は起きないわけです。そういう戦法をとつたので事なきを得たと思うんです。その中へ私が突っ込んでいたことがあるんですが、不思議に何の危害も受けなかつたのは当然です。逃げないで突っ込んでいくと、何もされないことをこの体験でも学びました。

それから、警察の中に仲々いい人がいると思いました。西陣署長、それから警察学校長になつたり、保安部長になつた同中と京大出身の川勝衛君とか、立命館出身の横内君（当时、少年課長）とか、等々非常にいい人たちだと思いました。とても民主的な、そういう人たちが警察の中に入るということを知り、またいろんな点で教えられることができました。とに

かく立派な人がいるということを感じました。どこの社会も同じで、メチャな人もいますけれども、同時にそういう良い人もあるということを知り得たのであります。

占領中のことでしたから、駐留米軍との交渉がございました。彼らはわれわれには命令をするようなことはせず、アドバイスという管理方式だったのです。理由を用意して“ノーリ”と言えば、彼らは必ず引き下がりました。決して無理を通すということはありませんでした。私はイエスマンではなくて、ノーマンであります。もちろん、“イエス”と言つたときは必ず実行しました。リゴン大佐がそのチーフでありましたが、彼はノーマンの私を信用するようになつたようです。

例の公安条例のモデル案を示されたときも公安委員会は“ノー”と答えてこれをけつたのですが、市長と市会議長が“イエス”と言つてしまつたんです。もし市長と市会議長が“ノーリ”と言えば、彼らは容易に引き下がつたはずだと思います。現に、舞鶴市の柳田市長、のちに衆議院議員になつた人ですが、“ノーリ”と言つたので、舞鶴市は公安条例をつくらずに済んだわけです。残念ながら京都市の場合は、条例制定権者の側が承知し、彼らが公安条例を積極的に用意して公安委員会に協力を依頼していました。委員会はその内容を憲法違反にならないように修正することを要望したのですが、市は最初これを聞かず、市議

会にそれを提案してしまったわけです。市議会では社会党と共産党が反対しただけでなく、組合と民主団体が傍聴席に詰めかけて、赤旗が林立しました。そのため市当局は周章狼狽ろうばいしたようありました。“ようだ”と申しますのは、私は、最初われわれの意思に反した原案を出したものですから、出席しなかつたのです。市当局は議事を次回に延期することにして、再び公安委員会に協力を依頼してまいりました。そして進駐軍のリゴン大佐と法律顧問の将校、ほとんど皆弁護士ですが、その臨席で、われわれとの会同を策しました。その席上私は、原案には反対だが、こちらの言うように憲法違反でない内容に修正するならよろしい、と言ったわけです。米軍側の理解はすでにできておりました。しかし、罰則をなくすることを希望するという私の意見を出しますと、神戸市長は抱腹絶倒しました。罰則をなくすると言うんですから、本当におかしいと思つたんでしょう。アメリカ軍のリゴン大佐は「あなたは百年ばかり早く生まれてきましたね」と言って難しい顔をしましたが、それ以来、従前以上に好意的になつたように思います。おそらく、彼らの国、米国の民主的な公安委員のイメージとピントが合つたんだろうと思うんです。とにかく彼らが毛頭いばらなかつたということに私のほうではむしろ感心しました。ことに彼らの憲法尊重意識に対しても、いささか敬意を表さざるをえなかつたわけで

あります。

それに反して、日本側は彼らに較べて頭が固く、市長も市会議員もみな同じです。警察もそうであつて、総じてどうも民主的でないわけです。そこで私は、田畠磐門助役に、もし市当局が公安条例案の内容を一般的制限から特定的な制限に修正しないなら、議場で憲法違反であることをはつきり言うと断言しました。特定的に制限するなら違憲的にはならない、と私は考えたのですが、この事で原案は修正されることになり、したがつて、そのように修正された公安条例は、もはや違憲性を持つものではない、と私はいまも思っています。許可制か届出制かといふことは問題ではない。ところが、許可制にするデモ制限の公安条例は憲法違反だという反対論がありました。京都大学の滝川幸辰先生、立命館総長の末川博先生、のちに市長になつた弁護士の高山義三氏等々のそうした意見の談話を諸新聞が伝えました。定かではありませんが、名古屋大学の長谷川正安君が反対の工作にやって來た、といううわさも聞こえてまいりました。市会の総務委員会では、同じく違憲論で反対意見の京大の長浜政寿教授を招いて、公安委員の私と対決させるという一幕もございました。

長浜君は、公安条例案の内容は大変けつこうだ、しかし違憲だ、という奇妙な論旨の反対論を展開したわけです。私はこれ

に対しまして、「案の内容を大いによろしいとは思わない。けれども現在の進駐軍のじきじきの取り締まりよりもましな点がある。また、京都市のこの公安条例案は他のものと違つて、かろうじて憲法違反ではないんだ。違憲だという「反対論は通らない」と突っぱねたわけです。討論の勝敗はだれの目にも明らかになりました。とにかくそれ以後、市も警察も私を一層理解するようになりました。

しかし私は、違憲でないとしても、公安条例などはきらいであります。また必要がないと考えていました。市会の議場ではもちろん、反対論に対決して、確信のある答弁をしました。説明や反論の展開もさることながら、私は答弁に自信を持つことができたように思いました。しかし公安条例案は反対論が強かつたため、議会だけでは済まず、反対論・賛成論の公開証言の会や私を詰問する会なども開かれました。前者の会では、佐々木惣一先生が出席して、京都市の公安条例案は違憲でないということを証言してくださいました。とにかくこのような経過を経て最初の京都市公安条例が成立したのです。そして、必ずデモを許すことになっている条例どおりに、公安委員会はデモを必ず許可しましたから、事後に問題は全然起こりません。ということは、公安条例の必要がないということが証明されたとしてもよろしいわけであります。

そこで次の一年間、この条例を廃止するための研究もひそかにしておったのであります。その機会のこないうちに私の任期がきてしまったのです。その間、私は警察の民主化のために若干の工夫と努力をいたしました。永田局長との呼吸もうまく合って、下厚上薄の予算組みも試みました。たとえば局長とか次長、部長の給料は抑えて、一般警官の俸給を上げるようにいたしました。いつの間にか、「マッカーサー」というニックネームが付けられていたそうです。

ところが、任期の初めに佐々木先生に言われたほかにも、湯浅総長の顧問で来ておりましたミス・シーブリーという人がおりましたがこれは非常に偉い婦人だと思ったんですけども、この方が私に公安委員を辞めて早く大学に帰つてほしい、と言つたため、議会だけでは済まず、反対論・賛成論の公開証言の会や私を詰問する会なども開かれました。そのときは学生で学友会の幹事か委員長をやつた園部望君が、そのときには学生で学友会の幹事か委員長をやつてきていたんです。それから、今同志社本部の庶務部長をしていましたが非常に偉い婦人だと思ったんですけども、この方が私に公安委員を辞めて早く大学に帰つてほしい、と言つたため、議会だけでは済まず、反対論・賛成論の公開証言の会や私を詰問する会なども開かれました。前者の会では、佐々木惣一先生が出席して、京都市の公安条例案は違憲でないということを証言してくださいました。とにかくこのような経過を経て最初の京都市公安条例が成立したのです。そして、必ずデモを許すことになっている条例どおりに、公安委員会はデモを必ず許可しましたから、事後に問題は全然起こりません。ということは、公安条例の必要がないということが証明されたとせいい二期ぐらいであつて、長期にわたつてやるということ自身、

私はよくないと思つてゐるんです。

それを私は実行したのですが、そのときの市長は、神戸市長のあとの大澤義三氏でありました。高山さんは、三度も私の家に参りまして、再任の要請をしたのですが、私は固く断つたわけです。そうすると今度は高山さんに頼まれて末川先生がじかにお見えになりました。末川先生が拙宅へ来られたのはこの時が初めて終りです。私は済まない気持にもなつたのですけれども、右の理由を繰り返した次第です。そして、今度は立命館のだれかを推薦されたらどうですかと言いましたところが、立命館には丁度その適任者がおらん、という末川先生の答えがありました。ただ一人いる、それは民法の西村信雄君だ、ところが彼は前歴が官吏なんだと言うんです。というのは彼は台北帝国大学の教授だったんで、公安委員になれないという欠格条件に該当するんです。そこで私は同志社の松井七郎教授に引き受けほしい旨を伝えたわけですが、松井氏は熟慮のうちに、引き受けるわけにいかないということになりました。それから大沢商會社長の大澤善夫君に頼んだんですけども、彼は、役所の仕事は大きらいで、いやだと言うんです。最後に神学部長の大下角一君に言いましたところ、彼は二つ返事で引き受けると言うので、結局私の後任には大下君が任命されることになったんです。

それから、石川氏も、参議員議員の選挙に出ましたので、その後任には高山市長が守屋弁護士を任命しました。彼はのちに委員長にもなつたのですが、占領軍の要請に従つて翌年の昭和二十五年、高山・守屋のバッテリーで京都市公安条例の改悪をしてしまうということになったのです。

この改悪条例案に対しまして、私はさっそく反対論を「都新聞」に寄稿したわけです。「都新聞」は、高山市長と守屋公安委員長に反ばく文を依頼し、三者の論文を同紙面の一ページをさいて掲載したのです。その結果いささか世論を刺激しまして、市会では総務委員会において反対の私と賛成の大石義雄君の意見を徴したのであります。結局、少しく原案を修正して可決ということになりましたが、その可決前に高山市長が、進駐軍の司令官に、前公安委員長の田畠教授が反対しているので実に困っていると訴えに行つたんですね。しかし司令官は、かえつてオブジェクションスは民主主義として当然ではないか、と言つたということです。通訳として行つたのは山田という大阪商大的英語の先生です。その方が来宅されまして、このことを伝えてくれたのですが、非常に痛快だったと言つておられました。翌二十六年、この公安条例違反事件として訴追のありました円山事件というのが、京都地裁で争われまして、被告・弁護人からの要請があり、私は証人となつて証言をしたわけです。で

すから、この前の公安条例は違憲でないけれども、改悪された条例は違憲だということを言つたんです。その私の証言の趣旨どおりに、公安条例違憲の判決を岡垣裁判官が下しまして、被告全員が無罪になつたことがあります。これは公安条例を違憲とする判決の先駆となつたものであります。

その判示の一部にこういうふうに言つております。

「しかしながら自由の限界を逸脱する不法集会等を未然に防止するために仮に許可制をとることが憲法上許されるとしても、要許可の対象は公共の安寧福祉に脅威を及ぼし、なお占領下においては占領政策に反する行為に発展するおそれある最小特定範囲の集会、集団行進、集団示威運動に限定さるべきであつて、

京都市公安条例のごとく一般的制限に近き程度に集会、集団行進、集団示威運動を取り締まりの対象に置き、公安委員会の許可なくしてこれを行なうことができないものとするがごときは、明らかに取り締まりの便宜に重点を置き、憲法の保障する国民の集会等表現の自由を不当に制限しているものと言わなければならん。こういう判決があつたのですが、高山市長は大阪高裁に控訴いたしまして、控訴審では公安条例を合憲とする判決を出したわけです。

話は前後しますが、公安委員を辞める際に、辞任の挨拶に進駐軍のリゴン大佐の所に行きますと、彼は極力私を引き止めま

して、あなたは政治学者じゃないか、政治の実践は当然でしょう。続けてやつてほしい、ということを言つたのです。私は、政治学は好きなんだけれども政治はきらいなんで、だから研究室に早く帰りたいんだ、と言つたのですが、「あなたは政治に適しているように思う。いつのこと京都府の知事選に出馬したらどうか」と、まじめな顔をして勧めました。ちょうど知事選挙が一年先に迫つておつたときでした。蜷川さんがその選挙に出て当選し、そのときの木村知事が負けた選挙です。私は政治の中でも、特に選挙に出馬するということはきらいなんです。タスキを掛けたりして選挙演説をぶつたりするのはきらいなんです。

なつてもらいました。それから内田智雄君を教授に招聘いたしました。しかし、それと入れ替わりに政治学史の高田武四郎君が文学部に去つてしまつた結果になつてしまつました。高田君が文学部に去つてしまつただけでなく、刑法の滝川春雄君と日本法制史の熊谷開作君が相ついで法学部新設の大坂大学に転任しました。両君の転任は、大阪大学法学部新設の委員長でありました滝川京大法学部長の引き抜き人事です。滝川先生が私を京都大学法学部の専任教授に強引に招へいしようとされたのはこのすこし以前です。直接に、また間接に、滝川春雄君、熊谷開作君を通じて、繰り返し私の決意を促しました。しまいにはサ司令部の命令だから来てほしいということを春雄君と熊谷君が伝えてくることがありました。サ司令部というのは佐々木先生のことなんです。実は佐々木先生は、同志社で私がどうもいじめられているらしいから、京大へ取つてしまえとおっしゃったんだそうです。これには困つてしまつました。兼任でもよろしいという滝川先生の伝言を熊谷君が取り次いで決意を迫つたこともあります。佐々木先生の命令ということになりますと、私は同志社を去らねばならんのではないかという一抹の迷いが、そのときに生じました。そこで佐々木先生を訪ねてそのことを申しますと、先生は「そんなことはどうでもいいじゃないか。義理なんか問題じゃない。もちろん兼任はよろしくない。また、

行く行かんは、だれが何と言つたって、結局自分で決めればよいんで、私が言おうが滝川君が言おうが、そんなこと問題じゃないよ。あなたが決めるんだ」と。この佐々木先生の筋の通つた言葉に私は全く安心して、同志社を離れない決心をいよいよ固めたのであります。しかし、滝川先生にはどうも気まずい、済まないみたいな気持が、いまでも残つてゐるわけです。それから、しばらくのちになりました、神戸大学から政治学専任教授として来てほしいという招へいがございました。神戸大学の学長と憲法の俵静夫君、これは友人なんですが、この二人から話がありましたが、もちろんこれも断るほかはなかつたのです。そのころ新制大学院創設の事務が、高橋法学部長の手で進められておりました。ところがスタッフ構成の欠点と、スタッフ中に失格者が三名出て、不合格になりました。そこで直ちに再審を要請して、これを合格に持つていく必要があるということになりました。教授会は急にその任務を私に押しつけてしまつたのであります。

この任務を受けたものですから、私はすぐに行動を起こしまして、科目と担当教授構成の変更を決めてもらいました。その書類を持って東京に急行しました。不合格になりましたのは政治哲学の今井仙一君と政治学史の高田武四郎君と東洋政治思想史の内田智雄君の三教授だったのです。それぞれの専門の

業績が多くないということ、審査員がこの三君の実力を知らなかっためだらうと考えました。また政治学専攻ということもありましたが、内田君は東洋政治思想史ですが、これを外して今井君と高田君に絞つたわけです。このことは政治学専攻を成立させるためにはやむをえないと思つたんです。成立すれば、第二段として内田君を加えることがすぐに可能になるわけです。大学自治ですから。そのように判断してそういう措置をとったわけであります。

東京に行きますと、審査委員の三名の方に私は次々に会いました。まず東大教授の岡義武君をその研究室に訪ねまして、「なぜ今井君と高田君を不合格にしたのか。あなたは政治史の専門だが、政治学史と政治哲学は専門外でしきう。政治哲学の今井君、政治学史の高田君の論文をよく読んで不合格にしたのかどうか。ことに高田君はギリシャ語、ラテン語に極めて強いすぐれた学者だ。南原さんもラテン語はそうはできんと思う」と言いました。今井君は独・仏・英語の語学力抜群である、あなたはそういうことを知らんだろう、知らずに落としたんじやないか、と言いました。ところが彼は、自分は読んでいない、そんなことはいっさい知らない、他の専門の研究者に聞いて落とした、ということでありました。だったら、それは無責任極まるじゃないか、私は責任を持って両君とその業績が適格であ

ることを確信しているんだと言うと、彼は通すことにいたしましたと言つて、すぐに自分は責任をとつて委員を辞めますと断言されました。私は、このとき、岡教授は実に立派だと思いました。今も敬服しています。次に私はその夜、委員の一人である明治大学の近藤総長（民法専攻）をその自宅に訪ねまして、今井、高田両君の大学院教員適格の理由を説明しました。直ちにスムースにOKの返事を得ました。最後にその翌日、委員の一人で、「むつかしい」という定評のありました中央大学の吉田教授を研究室に訪ねました。その専門は民法ですが、大審院の判事をしておつた人です。そのときはちょうど関西大学の学長の岩崎卯一さんが一緒であります。岩崎さんは関大大学院法律課程の刑法の教授救済のために出向かれたのです。

岩崎教授がまず口を切りまして、「よろしくお願ひします」と、辞を低くして懇願されました。ところが吉田氏は、もう決まっているんですよ、ダメですよ、と簡単にけりをつけてしまいました。そこで私は、今井・高田両君は学部教授というよりも大学院教授にむしろふさわしい方ですよと言うと、吉田さんは、学部教授であることが大学院教授たることの前提条件だと答えました。そこで私は、両君はすでに学部教授ですよと申しました。そこで吉田氏は、こちらの要請を極めて自然に認めるほかはなかつたわけです。岩崎教授は瞬間息をのんだようであ

りました。引き揚げる途中で、あんたはうまいこと言つたな、と言つてしまつてしきりに感嘆されるので、任務を果し得たことに満足感をもつた次第です。しばらく雑談をしながら、またネクタイの店をのぞいたりしながら、神田の街を歩いて別れたのであります。この東京での私の運動が成功して、とにかく一度落ちた大学院政治学専攻はパスすることになりました、関西の諸大学に先行することになったのです。

それが済みますと、東京でこのような活動をしたことがきつかけになつたんだろうと思うのですが、大学院設置審査委員会の委員を委嘱されるということになりました。関西では、委員は私と立命館大学の民法の板木郁郎教授の二人であります。岡義武教授の後任には東大の堀豊彦さんが就任しました。そして、早稲田の吉村正教授、慶應の政治学史専攻の島田教授、これらの方々が新しく委員に加わりました。

このようにして大学院設置審議会の仕事、日本學術會議の仕事をつづけました。後者は二十六年・二十九年・三十二年、三十四年まで続きまして、五期(35)は落ちたわけです。落ちたのは、さつきもちょっと申しましたとおりです。それから二十七年に第二回目の学長ですが、今度は任命でなく選挙です。二十七年から二十九年まで続いたわけです。全学連とケンカをしたり、など多忙で勉強ができない期間が続くことになつたわけであり

ます。この時の経験についてお話する時間はなくなつてしまつましたが、言いわされたことを附言して終りたいと思います。

昭和二十三年に平和問題討議会といふのがありました。それが二十四年に平和問題談話会、三十三年に憲法問題研究会といふことに変わっていったのです。岩波がスポンサーになつてこういった憲法擁護の運動ができたのですが、これに私も加わりました。それから昭和二十八年に護憲連合ができました。これは片山哲さんが中心ですが、これにも参加しました。また昭和四十年に発足の憲法会議にも参加しているわけです。護憲連合へはいまはそう参りませんけれども、憲法会議の仕事は続けております。それから、昭和三十三年に憲法政治学研究会といふのをつくりました。これは今も続いているわけですが、今ちょうど二百回になります。また昭和三十七年に憲法研究所をつくりました。また昭和四十一年から「永世中立」という小さな新聞を月刊で出したんですが、インフレで物価が高騰するようになります。いまは季刊になっています。これをずっと続けています。ですから、現在では、憲法会議と憲法政治学研究会と憲法研究所、それから「永世中立」を出すこと等を続けている次第です。結局、そういう護憲の運動がずっと続いているのです。

私が望んでいますことは、国民宣言と国会宣言によつて日本が永世中立の国になること。議会制民主主義が十分に実施運営

されて日本の官僚主義をなくすということ。私学完全國庫助成を実現したいということ。その他沢山ありますけれども、どうも日暮れて途遠しという感じです。すべて実現するかどうかわかりませんが、私は実現を期待しているわけです。私の努力は極めて小さいものですから、何の役にも立っていないかも知れませんが、そういうことを続けているしだいです。

敗戦直後の法学部の再建

藤倉 経済学部が法学部と分かれて独立いたしましたね。先ほど年表を見ておりますと、戦争末期の十九年ごろ、経営難で法学部と文学部と合併されたとなっていますが。

田畠 法・文の合併はなかつたのです。法学部を法経学部と称しただけです。なぜ名称を変えたのかわかりません。その中の学科は相変らず法律と政治と経済ですから。

藤倉 そうすると文部省へ六学部の認可を申請して、商・工を除いて四学部が認可されたというときに……。

田畠 神と文と法と経になつたわけでしょ。

藤倉 そのときに経が法と分かれて独立したわけですか。

田畠 そうです。そのときからです。

藤倉 それまではずっと法経学部というのは同じ教授会で……。

田畠 ええ、同じ教授会です。元はそれが法学部教授会でしょ。東大の場合も初めは法経一緒でしたね、法学部は。京大もそうです。ところが東大、京大は戦前すでに法・経が分離していましたのです。同志社の場合は、戦後の新制大学の発足と同時にす。それまでは一緒です。

藤倉 その分離の際のいきさつはいかがでしょうか。簡単に経済学部は出るということで分かれていったわけですか。

田畠 そうですよ。東大、京大の先例がありますから。二つを分けようということで、何のトラブルもなかつたのです。極めてスムースです。最初の経済学部長はだれですかね。宗藤さんかもしれません。あるいは松好君かもしませんが、よく覚えておりません。

西田 予科三年、本科三年という制度が終わつたのは、経済学科が経済学部として独立した時点ですか。

田畠 ええ、つまり新制大学の発足です。

岩野 初代経済学部長は松好さんですね。松好貞夫先生です。

田畠 法経学部のとき、松好君は戦争が済んで、わりあい早く來たわけです。

藤倉 先ほどのお話の中で名前が出ておりました内田先生、

今井先生らは、法学部の人事としてお入りになつたわけですか。

田畠 そうです。今井君は予科の教授、高田君は文学部だつ

もそういう交渉はあつたんですか。

たんですが、戦争のときは辞めていましたので、戦争が済んですぐ、政治学史の人がいない時ですし、ちょうどいいんじやないかというので、頼んで来てもらつたんです。文学部等では復帰交渉をまだやつてなかつたのかもしませんね。今井君も高田君も非常に喜んで来て下さつたわけですよ。そのすこし後に中国から引揚げてきた内田智雄君に来てもらつたのですが、内田君と入れかわりに高田君は文学部に移つたんです。どうとめても、ききませんでした。

彼のそういう潔べきさというか非妥協というか、もう一つ例を申しますと、学部長会のときに何か一寸高田君に言つたことで怒らしてしまつて、すぐ文学部長を辞めたんです。それから数年ぼくに物を言わなかつた。あとで誤解が解けて、いまも親しくしているんですが、非常に純粹な良い人なんですよ。

私はそういうふうに人を怒らせたことがよくあります。星名君を怒らせたことがあつてね。これは前に言つたかもわかりませんが。これも数年、彼が学長になる時まで続きました。その時から、彼はまた親しく相談に来るようになりました。

西田　さきほど戦争中辞めておられた先生方が終戦直後に復帰なさつたというお話がありましたがね。能勢先生、中島先生、高橋貞三先生、宗藤先生等々のお名前が挙がりましたが、一つお聞きしたいんですけど、土佐におられました高橋信司さんに

田畠　ええ、帰つてもらうことにしていました。ところが、彼は胸を悪くしていて、身体検査がありましてね、それで来てもらえなかつたんです。毎日新聞もその病気のためにやめていたんです。

西田　それでそのままずつと高知に留まられたのですか。

田畠　大阪から向こうへ赴任して、向こうの空気がいいんで、胸部疾患も治つたようですね。同志社では校医の方が診て、また松田道雄さんにも診てもらつたんですが、だめだつたんです。政治史の教授がいなかつたわけで、来てもらおうということになつたんですがね、実に惜しい思いをしました。

西田　高橋先生がお辞めになつたのは、例の昭和四年の岩倉土地問題で理事と対立して……。

田畠　ええ、理事会とのけんかです。「彼ら醜類は……」といいう学生新聞の社説事件です。能勢先生が書いたんだろうと思いますが、新聞顧問の三人の方が責任を負つたわけです。

西田　この間、昭和四年ごろの古い「同志社新聞」を見ていましたら、その関係の記事がいっぱい出ておりました。

田畠　その社説があつたでしょ。能勢さんは文章はとてもうまいでしょ。能勢先生は非常な名文家でしたね。

西田　住谷先生はなぜ復帰されるのが遅れたんでしょうか。

田畠 それは京都新聞の文化部長か何かされておりました。

それから「夕刊京都」の社長になられたでしょ。そういうことがあつたからだと思います。新聞の編集をやってみて面白いと思われたんじゃないですか。

「無能教授」排斥運動

西田 先ほどのお話の最初のほうのところで面白く感じましたのは、終戦直後、復員してきた学生たちがまず田畠先生を困らせた問題が「無能教授」排斥運動であつたということなんですが、その「無能教授」排斥運動はひとり同志社だけではなしに、全国の大学規模で広がつていったというお話でありますけれども、それが発生した原因というか、背景の問題ですね、それは、一夜にして崩れ去つた天皇制に対する虚脱感とつい昨日まで続いた戦前の大日本帝国下の学生に対し講義していた教授たちの、戦後デモクラシー状況における態度の豹変ぶり、あるいは戦前における学者・教育者としての活動に対する批判や不信感が底流にあって、そこから「無能教授」を摘発していくという姿勢があつたんでしょう。

田畠 いや、戦後のこととは知らんわけですから、単に戦前に習つておつた先生たちについてです。それに対する不満とか不信感でしょ。それよりも、戦争に負けて帰つて来て、何が何だ

田畠 基準も何もないんですね。おそらく漠然とした感じだろうと思うんです。

西田 思想的傾向を問題にするということでもなかつたのですか。

田畠 思想的傾向ではないでしょね。たとえば反動の教授とか何とかいうのではないんです。それらの学生諸君が進歩的であるわけでも何でもないですからね。

西田 しかし、先生の第二期の学長のときにもまた「無能教授」排斥運動がありましたね。

田畠 そのときはまとまつたスケールのものではなく、全然違いますね。

深田 そのときやられた先生は各大学に多かつたわけですね。
田畠 多かつたですね。同志社でも十名近くありました。直ぐ辞めて他大学に行つた方と、残つた方と、他の大学をそのまま事情で辞めて移つて来た方等もありました。

学長時代の思い出——大学自治の問題

かわからない。むしゃくしゃしていて、非常に虚脱的になつておつた。それが爆発したんではないですか。

藤倉 彼らが挙げた無能の基準というのはどういうものだったんでしょうか。

梅津 先生、最初に学長におなりになつたのは何歳ごろですか。

田畠 四十代です。四十四の時ですか。あとのも四十代ですね。四十から五十にかけてです。早く事務職をやりますと、勉強ができないので困りますね。まあ、ぼくは早く辞めてたすかつたのですけれども。

西田 先生の学長式辞を読んだことがあります。あれは、『国の独立と学問の独立』という一冊の本にまとめられています。

田畠 そうですね。ほかのにもあるでしょう。

西田 私、先日中央図書館の書庫に入りまして、昭和二十六、七年ごろの『世界』や『改造』それに、『中央公論』などにお書きになった「学生諸君に告ぐ」その他いくつかの式辞や論文を見ておりました。その感想なんですが、実は、いまも同じような主張を先生からお聞きするのですけれども、当時の先生の御発言には、「真理と自由」とか「大学の道徳的基礎の問題」「真理と正義に立脚した学徒の養成」といった普遍的な倫理価値の強調が目立ちます。もちろんいまでもそういう姿勢は持続けていらっしゃるわけですが、当時の先生の演説などにはとくにこういった真理・正義・道義といったコトバが頻繁に出てまいります。『世界』の昭和二十七年九月号に「学生運動特集」

というのが組まれまして、矢内原（忠雄）さんと田畠先生、それに小林直樹さんのお三人が執筆しておられます。覚えていらっしゃいますか。

田畠 覚えてないです。

西田 その中に先生の入学式の式辞がいくつか載っているんです。矢内原先生も実に格調の高い「真理と自由」を説いておられます。

当時はちょうど戦後第一期の学生運動はなやかなりしこうで、破防法闘争その他の運動がありましたが、今日お聞きしたい問題の一つは、その「学生諸君に告ぐ」という先生のエッセイや大学の入学式辞で述べられているポイントと関連するんですが、いわゆる大学の自治と学生自治の問題です。つまり、大学の自治とは何かという問題に関して、先生は、それは教授会自治を意味すること、しかしながら、それは学生自治と相伴わなければ十全の機能を發揮しえない、もし学生自治との連携がなければ、つまり両者がパラレルに機能しなければ、教授会自治といふのは教授会独裁の傾向を帶びてくる、という主張をなさつてゐる。それと、学生に対して徹底した自治を与える必要性の強調であります。たとえば、学生会館とか寮の運営について、百パーセント学生たちの自主管理に委ねるべきであるといふようなことをおっしゃつてゐるわけです。

あの時点では大変フレッシュな御発言でもありますし、学生

諸君もさぞ感激したことであろうと思います。（笑）けれども、

その後の学生運動の経過をみておりますと、たとえば一九六八—六九年当時の学生紛争のころでありますと、学寮とか学館が同志社内外の「過激派」の巣窟になりますて、彼ら自身、自主的に管理運営ができなかつたという厳然たる事実があります。しかも、学寮の運用のあり方をわれわれが批判しますと、自らの自治能力は不間に付して、学生自治を建前にとつて「自治の干渉である」という調子で反論してきました。

ですから、基本的にはもちろん学生自治が大学自治を形成する重要なファクターであつて、学生の自主性の涵養と政治教育の必要性といった意味からもその実現に努めることはいまも昔も正しいと思うんですが、ただ、この問題に関する学生、教職員の意識や関心の度合が、戦後三十年のあいだにずいぶん変わってきたていると思われます。大変な古証文を持ち出して恐縮なんですが、いまから二十数年前におつしやつた大学の自治、特にその中に占める学生自治の問題について、先生は、いまだういうお考えを持つていらっしゃるのか、それを現代における大学の構想とか大学の理念といった問題と関連させて、ご意見をいただきたいのですが。

学生自治について

田畠 やはり完全自治がぼくは必要だと思うんです。教授会

自治もそうですし、これは学生が侵してはいかんと思います。

それから、いけないのは、学生自治が十分に認められていない、また自治の訓練がされていない状態だと思うんです。学生の自治に対する無知が問題です。だから自治を学ぶ事が大事です。やはり、完全な学生自治が必要だという気持は、ぼくはずっと変わりませんね。

たとえば学生の大学行政への参加ということも、その中に入つてくるわけです。単に学友会を自治的にやっていくということだけではなくて、大学行政に参加することです。もちろん、学生が教授会に参画するというのは、ぼくは全然間違いだと思うんです。そうでない主張もありますけれども、絶対によくなっています。ところが大学行政については、たとえば学長との団交、あるいは全教授団との団交、これは必要だと思います。それから、いろんな交流、折衝の機会、ルートを設けなければいかんと思います。現在それがない。話し合いがないんじゃないですか。しかし、いろんな方法で話し合いがなければならんと思いますね。

西田 たとえば先生は、学費値上げをしようと思ったら、学

長は率先して学生と団交を開いて話し合わなければならぬ、ということをおっしゃつていましたね。

田畠　ええ、学生が反対であれば、その反対に従うべきだと思ひます。賛成すればまあ一応いいでしようが、学生の反対を押しきつて授業料を値上げするということは、全然間違つてゐると思います。

西田　しかし、学生諸君は賛成しないのではないでしようか、こと値上げ問題に関しては。（笑）

田畠　いや、そんなことはないでしょ。第二回目の学長のとき、最初、学費の問題があつたんです。ぼくは学費の値上げに反対ですよ。ところが理事会で決まってしまつていてたんです。そうすると、学長はそれをやらないわけにいかない。しかし、学生の賛成がなければやれないと私は思つてゐるわけですから、何度も何度も団交をやりました。五・六回やつたかな。結局学生諸君が賛成してくれたんで、多人数の学費免除制度を新設して決めたんです。もし、それでも学生諸君が反対だったら、ぼくは決行していませんよ。その時は理事会と抗争する以外になりますね。ところが、わりあい簡単に賛成してくれました。団交をやりますと、団交のしまいごろにはみんな、いぢおう賛成ということになるんです。ああこれで決まつたなと思っています。また反対してくるんです。反対してくるのは、

当時共産党の国会議員で渡辺義通君という、歴史を専門にしている方ですが、彼が京都へ来て松家へ泊まつてゐるんです。彼はいま議員を辞めて、三井家の歴史などを執筆されているらしいですが、渡辺氏が多分学生諸君に「反対せい」と言うと、また反対する。また団交をやる。団交のしまいには賛成するんですけど、五・六回やつたあとで完全に決まつちゃつたんです。

西田　それは学生代表とお会いになつたんですか、それとも大衆団交ですか。

田畠　大衆団交です。

梅津　つまり学生委員との団交でしょ。

田畠　いえ、委員だけではなかつたと思ひます。が、こちらが積極的に団交の場を設けるわけです。学生からの要求ではなくて、むしろこちらの要求です。いつも女子大の栄光館を使いました。だけど、あそこがいっぱいになるぐらいは来ません。

梅津　先生、若王子に立てこもられたとか。

田畠　それはないです。立てこもつたのは学生諸君です。昭和二十九年に、ぼくが辞めるというときに、辞めてはいかんといふことになりますね。ところが、わりあい簡単に賛成してくれました。団交をやりますと、団交のしまいごろにはみんな、いぢおう賛成ということになるんです。ああこれで決まつたなと思うなというのです。ぼくの擁護のためにやつてくれたんですが、それはつらいですから、東上の車中からハンストはやめてくれ

と打電してやめもらつたのです。

学長を辞めたあとに、また授業料値上げの問題があつて一緒に反対しましたが、学生諸君はやはりそのハンストをやるんです。そして妥協したんで、その妥協にぼくが反対し、今度は私が一日だけ断食をやりました。学長在職中にも、一回断食をやつたことがあるんです。その時は、ぼくは学生諸君のストに反対し、破防法にも反対して、一日断食をやつたのです。

西田 二回目のときはたしか学費値上げの問題のときですね。
田畠 ええ、太田一男君等がやつた時です。彼らが授業料値上げに反対し、ぼくも一緒に反対したんです。しかし、今度は徹底反対だと言つていた諸君が妥協してしまつたんです。

藤倉 先生は断食のほかによく梨果を断つということを……。

田畠 いや、断食をすると同時に、今後ナシを食べるのはやめる、だからばかなハンストはやめてくれと言つたんです。ハンストをやりながら妥協した学生諸君に対する憤慨の気持がありましたね。「断固やると言ひながら、何だ」と言つてぼくは怒つたんです。それからあとにも、いろんなことがありますと、いろんな果物を次々にやめていきました。「ばか」が続いていわるわけです。

西田 ですから私達の仲間で口の悪い連中は先生の陰口を言いましてね、田畠先生は“物断ち”的思想の持ち主である、と。

(笑) 香里学園の合併のときにも何かおやめになりましたね、お菓子か何かを。

田畠 そのときにやめたかどうかはわからんのですが、最初は菓子断ちでした。京都新聞に菓子断ち隨筆を書いたことがありました。

西田 そのころ、ずいぶん心配する学生がおりまして、先生は体格がご立派でないのに、そういう栄養のあるものをつぎつぎに断たれたらお身体に差し障るんじゃないか、と。(笑)

田畠 それは何でもないです。食べ物はたくさんあるんだから。(笑) 今はお菓子は食べているんです。K君が学生をだ

ますようなことを言つたんで、怒つて、思わず新島先生の良心碑の前へ行って舌をかんで死ね、と。(笑) 言つたんです。きつい調子だつたんでしきうね、K君は真っ青な顔をして迫つてきましたね。ちょうど向かい側にすわっておつたんです。途中で止まりましたけどね。米国宣教師の女性の方がいまして、非常に驚かれたそうです。理事会は毎月一回ありますから、次に理事会のときに、「K君、どうも済まんことを言つた。暴言を吐いたことは謝る。取り消す。そのかわり今日から菓子を食べる」と。(笑) 言つたんです。爆笑が起りました。そのときからぼくは菓子をまた食べるようになりました。いまでも、K君に出会いますと、あんたのおかげで菓子を食べてると言うんで

すよ。

戦後の湯浅「体制」

西田 この間『同志社九十年小史』を見ておりましたら、昭和二十二年四月、湯浅先生が総長に就任されたときの総長演説というのがありました。その中で、日本の民主化のためには、まず同志社学園の民主化からはじめなければならないこと、当時の学内における民主主義の誤解と民主化の美名の下になされる「無責任極まる低浅愚劣の主張や態度」のきびしい批難と並んで、今や、同志社は時代の脚光を浴びるにいたったこと、そうして世間の同志社にたいする期待の大きさを訴えて、同志社人は日本再建の構想と、その使命観において、また、平和日本の将来にたいする確信において、そうして、人間としての慎み、神にゆだねる敬虔な信仰が真理にたいする忠実なる信念において偉大なるべきであることを説いておられます。そこには、新生日本の出発点における同志社大学総長としての決意と信念が入り混った氣魄が脈打っています。ところで、戦後、湯浅総長が同志社に復帰されたころ、先生はちょうど第一期の学長であられました。湯浅・田畠バッテリーはいくつかの問題をめぐつてかなり、鋭い方針の対立があつたように言われておりますけれども、湯浅先生の大学の理解の仕方と申しますか大学における

行政上のトップの職責についての考え方で先生と見解が異なる点というのは主としてどんな問題だったのでしょうか。

田畠 湯浅先生は良い方ですが、大学自治の観念がないんです。学生自治は認めない。教授会自治は認めない。全部総長がやるべきだという考えです。人事も総長が決めなきゃならん、教授会が決めるべきではない、と言うんです。アメリカの大学がそういうやり方ではないですか。

藤倉 そうですね。責任を持たせて、学長なり総長なりが自分の全責任において人事等を決めるという形式の所が多いです。田畠 アメリカでは人事もプレシデントが決めていく。然しそうして世間の同志社にたいする期待の大きさを訴えて、それを学生が認めるということなんですが、それが先生はわからんのですよ。それから、性格的に独裁的です。ぼくもあるいはそうかもしれんけれども。（笑）無処罰主義の断行なんかも、独裁と言えば独裁です。教授会で諮ってもらうとか、評議会で決めたということではないわけで、独断専行したわけですから。しかし私のほうは自治は心得ているわけです。湯浅先生は、自治の考えは毛頭なくて、二・三人の意見を聞いて、或いは聞かずに入事も決めていきたいという行き方です。これでは変なことになるほかはない。非常に賢明であれば別ですがね。専門は自然科学の一部にすぎないでしょ。何もかもわかるわけではないん

ですから。戦後にね、勤評で全部自分がきめると言い出された

ことがあつたんです。その時、「あなたの専門は昆虫でしょ。

憲法とか商法とか経済とかはあなたにはわからんでしょ。それ

がどうしていい悪いを一人で決めることができますか」と言う

と、「人に聞く」と言うんです。人に聞いて決めるというのは

おかしい。側近に聞いて決めるのでは不正確且つ無責任です。

それならば教授会に決めてもらつたらいいじゃないですか。と

言うことでね、少しそうしたみたいですね。結局、勤評をやらな

いことになりました。

深田 勤評というと、何かそういう委員会みたいなものをつ

くるわけですか。

田畠 委員会をつくるんじゃなくて、総長独裁です。

深田 総長と側近で……。

田畠 ええ、自分でわからんから側近に聞くというわけでし
よ。

深田 それがプロモートなんかを……。

田畠 そう、プロモートなどすべての基準になるわけですね。

西田 総長室的発想ですね。

田畠 そう、民主集中どころじやない。封建的独裁です。独
裁者が非常に賢明であった場合はらくでいいけれども。戦前も
先生はそれで法学部の大騒動を惹き起したのですが、戦後もそ

の傾向は変わってなかつたですね。

深田 教授会自治を唱えられて、教授会に助手とか講師の若い人が全部出席できて発言権を持てるようになったのは、いつごろからですか。

田畠 いつからそうなりましたかね。戦後間もなくでしょ。

戦前はどうでしたかね。そういう教授会自治の慣行はありましたよ。ただ、助手は入つてなかつたかもしれません。ある頃から助手も入つたかもしれませんね。助手の間が長いですから。助手の間が四年でした。ですから最初は入らなかつたけれども、助手の後期になると入つたかもしれませんね。よく覚えていません。

だから教授会自治というのは程度は別として戦前からあります。それは、京大で佐々木先生等が例の沢柳事件で沢柳総長と文部省と鬭つたことがありますね。そのときに決まったわけですよ。だから、制度的ではなく、制度運用上の自治と言っています。それは東大でも、同志社でも、ほかの大学でもだいたい京大の自治にならつたわけです。
ところが、湯浅先生が来られてその自治を壊したわけです。
だからしばらく壊れていたのですが、湯浅先生が辞めたあとまた努力して自治の復活ができたわけです。

「大量主義」教育のすすめ

梅津 そのころ学生の数というのはどのくらいだったのでしょうか。

田畠 何名ということは覚えていませんけれども、数は少ないですね。経済学科は割合に多いのですが、それから法律学科、政治学科は最もすくないんです。大正末葉の段階で、いちばん極端なときは一名です。ぼくの次のクラスは岩井文男君一名です。彼は、いま新島学園の園長です。

岩井君は、卒業して直ぐ三井銀行に入社したんですが、伝道を志すようになり、銀行を辞めて、今度は神学部へ再入学したんです。だから彼は、法学部と文学部神学科の卒業です。それからあとは彼は伝道と教育です。同志社で宗教部長兼教授であります。

深田 先生、いつごろから学生が急に増えたのでしょうか。

田畠 戦後数年してどんどん増えてきたわけです。

梅津 そうすると、昭和二十二、三年ごろの同志社の人間というのは、だれがどうかというのはほとんどわかつていたんですけど。

田畠 戦前の少ないころはよくわかつっていました。私のクラスではわずかに九名で、卒業のときに一人か二人落ちましたが、

みんなよくわかつています。

梅津 学長をおやりになつても、だいたい教職員、学生のほとんどを知つておられましたか。

田畠 それは知りませんよ。

深田 教授会で、少し学生を増やしていこうというような申し合わせみたいなものができてきたわけですか。

田畠 いや、必要上そうなつていったと思いますが、ぼくはむしろ大量主義です。たくさん採ればいいと思うんで、大量主義・大衆主義ですよ。その主張をしてきました。

西田 かつて先生は、五万人大学構想をおっしゃいましたね。（笑）

田畠 ええ。日本大学は十万ですね。東大もずいぶん多いんじゃないですか。パリ大学が十万とか十数万ですね。学生はみなは出席しない。来ない人が多いんですね。だから教場はナポレオン時代よりも大きくしていい。机やイスなんかも十分に用意していない。後ろで立つて聴いているということでしたね。

それは極端ですけれども、学生が多くて悪くなるということはないと思うんです。少ないからいいということはないですね。大事なことは、いい学生を沢山採るということだろうと思います。少数であって、少数の学生が悪かったら、これはどうしようもない。（笑）たくさんになれば必ずいい人がいますか

らね。大きいことは、いいですよ。

いい学生がいて、勉強しない学生もおるのはいいですよ。勉強しない人の中にまた非常に優秀な人がいますからね。そういうもんです。それから、卒業してから事業をやるというのは、できん人に案外多いかもしれない。落第したり、退校処分になつたりした人の中にいい人が必ずいます。できる人もできん人もおつたらしいと思います。

西田 先生は一芸主義が持論ですね(笑)。スポーツ選手の推薦制の話がありましたときに、先生に意見をもとめましたら「それはいいじゃないか。スポーツで非常に優秀な学生というのには必ず優秀な人物なんだ」といとも簡単におっしゃった。(笑)最近は、ペーパーテストによる選抜方法だけに頼らずに、いろいろの選考基準や方法の検討がおこなわれる機運が芽生えてきております。その一例として、同志社だけでなく、日本の各大学で推薦入学制を採用する動きが活発になってきつたんです。

田畠 それはいいですね。推薦入学というのはいいですよ。無責任な推薦もありますけれども、やはり推薦ということになりますと、責任を感じて推薦するんじゃないですか。私は些かその努力をしたつもりです。

西田 先生の学長時代に推薦入学というのがありましたね。

田畠 ありました。ぼくがむしろ強調したのかもしれません

よ。それからあとしばらくつぶされてしまった時期があるでしょ。

藤倉 特別奨学生の制度も先生がお始めになつたんですか。

田畠 ええ、私のときに拡大したんです。それは、授業料値上げということになつたので、その代わりにその制度が最小限に必要だと思ったんです。それをだんだん強化しようと思つたんです。それが続いておればよかったです。それが天下

君になつて、つぶしてしまつたんです。たくさん特別奨学生をつくるという制度を、一人か二人ぐらいの小人数にしてしまつた。しかし一人や二人じゃしあうがないんで、各学年に五十名とか百名あればいいんです。特別奨学生について必ずいい人が沢山来ます。そのような現象が起きてくるんですよ。

イギリスのハイスクールでもそういうふうにやつてているんじゃないですか。特別奨学生のクラスをつくると、それにつれていい人がどんどん来るんです。イギリスへ行つてそれを聞いたんですけど、イギリスへ行つて聞く前にぼくはそれを試みようとしたんですが、同じ考えが成功しているのを見て愉快でした。

二部Ⅱ夜間教育の問題

ができるときにはあまり問題はなかつたですか。

田畠 短大というのがあつたんですが、短大を二部に変えたわけです。それは学生諸君の要求に従つて短大を二部にしただけです。

西田 いま二部問題は同志社にとつて大きな懸案事項になつています。それに、二部の現状はいろいろの点で不備もあります。

田畠 二部がありますと、しんどいことはしんどいですね。しかし二部に特に力を入れて充実すればよく行くんじゃないかと思うんですが、しんどいから力を入れようとしないでしょ。逆にやめようとしているんでしよう。

西田 とにかく現状は二十数年前の創設のころとずいぶん事情が変わってしまっています。

田畠 二部にいい人が入るよう勧めることが必要だと思うんです。できる人に二部へ行くように勧めるんです。あるいはスポーツの選手なんかもね。

西田 スポーツ学生は現に、二部に入っているんです。

田畠 スポーツ学生は二部がいいですよ。昼は運動場におればいいんだから。（笑）戦前の事ですが、オリンピックのマントの選手になった人がいますよ。前田君というんですが、教場へは絶対に来ないんで、琵琶湖へ行つてゐるわけです。みんな、

彼をヨットの神様だ、と言つて尊敬していました。京大の諸君も彼を畏敬してましたね。名古屋の人ですが、卒業後、どこか大きな会社の重役に早くからなつていきましたね。

研究者の養成と採用

藤倉 戦後、法学部で教える人は、先生の頭の中に描かれたビジョンに応じて育ち、選ばれて法学部に残つてこられた方が多いですね。本当に人を育てて残し、伝統を受け継いでいくといふのは大変なことだと思いますけれども、先生は、人を選ばれる場合にどういうところをいちばん重視されますか。

田畠 あまり考えてないです。（笑）ただ、その人の能力と希望を重視してきました。

藤倉 そうすると当たり外れもあるわけですか。（笑）

田畠 そうは考えません。それはそれぞれの人の個性や能力の問題ですよ。勉強しようという意欲があつて、そういう能力を持っている人だったら、その機会を用意すべきだという気持ちが強いんです。一種の義務感です。だから、だれかれということはあんまり考えない。まあだいたい能力はわかりますよ。いまだそのようにして残していらっしゃるんだと思うんですが、「天功を助ける」……それ以外にないですよ。ですから、同志社へ残すことのできない人でやはり優秀な人には何か機会をつ

くらなければならん、という気持は強いですね。微力ですけれども、ある程度はやつてきました。非常勤講師になつてもらうとか、よその大学へ行く機会を考えるとかね。

例えば、岡田良夫君の場合、同志社へ復帰をしてもらいたいようがなかつたんです。さつき言つた若松さん一人だけがそうじゃないんです。これはどうしようもないんで、京大の滝川さんに依頼したんです。滝川先生は岡田君については何も知らんのですが、彼は英語もできますよ、と言つたんです。それでさつと採つてくれたんです。調査も何もしません。私のその一言だけです。滝川先生はそういう大きなところがありました。

あなたが京大へいらしたときはやはり滝川さんですか。

脇　ええ、滝川人事です。（笑）ぼくもそういう感じを受けましたね。つまり自分が信頼している人から推薦されると……。

田畠　ぼくを先生が信頼していましたから、ぼくが言うとおり聞いて一点の疑いもはさまなかつたみたいですね。

西田　滝川先生の書かれた『激流』に書いてありますね。京大法学部に先生を政治学の専任で迎えようとされたことが。それは積極的なお誘いだつたんでしょうか。

田畠　ええ、さつき申しましたように、ずいぶんしつつこくありましたね。私のほかにも、滝川先生が採ろうとした人たち、

例えば政治学史で堀豊彦さんを採ろうとしたんですが、堀さんは東大へ行きました。英米法でだれか採ろうとしたんですが、その人も来ませんでしたね。

脇　谷口知平さんではないでしょうか。

田畠　谷口君ではないです。

天皇制について

脇　終戦直後の昭和二十年の秋から二十一年にかけて、つまり新憲法ができる前の話ですけれども、われわれ青二歳の学生でもみんな天皇制論議をしたもんです。先生はあの時点で、日本の天皇制の問題、いまの天皇の退位論などについて、どういうお考えを持っていらしたんでしょうか。

田畠　退位されたほうがいいと思いました。しかしそれは言わなかつたです。天皇制については、私は保守とか反動とか言われるんですけども、天皇制を打倒しなければならんというような気持はないですね。大事なことは人権徹底、あるいは平和主義徹底ということであつて、天皇制だから政治が悪くなるということはないと思います。それはイギリスを見ればわかるんであって、イギリスはやはり立憲君主政ですよ。スウェーデンだってそうです。ところが、純粹の共和制の国が必ずしもよくない。フランスにしてもドイツにしても、共和制ですが、よ

くない。ことにナチの暴政は共和制になつてからではないですか。前より悪くなっていますからね。

だから、それは権力制の在り方等の問題であつて、権力制の中に天皇制もあるんですし、共和制も権力制ですから。その権力制、つまり政治ですけれども、それをよくするのは人権主義徹底あるいは平和主義徹底以外にはないと思うんです。

ところが、いま日本は天皇制ではないですね。国民主権制で、天皇は象徴にすぎない。歴史的にはイギリスよりも進んでいるわけです。私は象徴天皇制でかまわんと思うんです。これはいざれ歴史が解決する。将来はどの国も純粹な共和制になるでしょう。イギリスもそうなるでしょう。しかし、特に早く完全な共和制にしなければならんということは、ぼくはないと思うんです。君主制は君主制で、社会主義になつてもそのままでいいんじゃないか、というような気もします。何か非常な矛盾があるような感じを与えるでしょうけれども、大事なことは人権尊重徹底だと思います。権力主義をなくし、官僚主義をなくすること、これがいちばん大事ではないかと思うんです。

そこで、憲法を専門にしている人でも、たとえば上田勝美君、かれは天皇制がきらいですから、その問題になりますといつも対立するわけですが、イギリスを見ておつて私はそう思うんです。イギリス、スウェーデンは王制の国ですけれども、とにかく

く比較的に見ていいですからね。あなたはイギリスに行ってそういう思ひなかつたですか。

梅津 ええ、私もそう思いますね。

田畠 あなたに同感してもらつてうれしいですね。（笑）梅津 やはり単純な議論では済まされないと思います。どちらが合理的かということは、おそらく語り尽くされないものがあると思います。

脇 先生はいまの天皇についてどういうふうにお考えになつていますか。

田畠 お氣の毒だと思つてますね。（笑）退位されておれば氣楽ですよ。氣楽な状況におられることがよかつたと思ひますがね。

脇 ぼくも戦争直後からあんまり変わつてないんですよ、いまの天皇個人については、ほんといまどき珍しい人間離れた人として、これこそ人間國宝です。ただ、ぼくはいまの天皇でおしまいだと思いますね。跡継ぎなんておよそ興味もないし、その点ぼくは最後の天皇だと思いますね。

田畠 しかし、天皇であつても、前に比べると、象徴で、責任はないんだから氣楽でしょ。

脇 最近の学生なんですが、自分の体験はないんで、本などを通して天皇制を論じる場合に、やれ憎いだとか何とか言

う。「どうして憎いんだ」と言うと、「ほんと憎いですわ」と言う。「どうしてや」と言うと、全然わからん。

田畠

そのように言われているからじゃないですか。

西田

本を読んで得た外からの知識として抱いている感情なんでしょうね。

田畠 ええ、そう教えられているからでしょう。しかし権力絶対・権力主義がいけないということがわかれれば、いつまでもわかる問題だと思います。悪いのは権力主義ですから。人権主義で権力の使いようによつてはよくなるんです。権力は然しく多くは悪いですね。中国にしたって、あるいはソ連にしたって、社会主義になつたから直ちに権力がよくなるということはむづかしい。よくなるべきだけれども、仲々よくならんですね。逆行の場合さえある……。

社会主義と革命精神の継承の問題

脇 いま社会主義の話が出ましたけれども、先生の社会主義観というものは、戦後かなり変わつたとお考へでしようか。

田畠

根本的なことは変わっていませんね。それは発展の段階としては社会主義になつていくだろうし、なるべきだという考え方です。歴史の一つの段階ですから、資本主義の段階から社会主義の段階になる、これは必然だと思うんです。しかし、社会主義になる、これは必然だと思うんです。

「戦後民主主義」と同志社大学の復興

会主義になつたから直ちによくなる、というふうには考えませんね。それは戦前から私はそうでした。共産主義の立場をとっている人はソ連絶対だったでしよう。「理想」の国家ですからね。私はそうないように思つていました。

たとえばスターリンの政治ですけれども、私は非常によくな

いと思っていました。そういう批判をすると、それだけでも反動だと言わたんだけれども、やはりよくないです。私は、官僚主義絶対否定のレーニンは非常に高く評価します。ところがスターリンについては逆です。それ以後のソ連もどうも評価できませんね。ですから、だいいち、レーニンの理想の行われていなかつては行かない。何回か行くチャンスを与えられたけれども、行かないんです。見るのがつらいんです。中国がソ連を社会帝国主義と言つてるけれども、むしろ逆行して封建の昔に帰つたようなところがあるような感じがしますね。身分制の時代に帰つているような気がするんですよ。階級は止揚したと言うんだけれども、しかし、官僚主義的な身分をそれに代えてしまつてはいけない。つまり逆行現象です。いつもおう社会主義になつていてるんだけれども、少なくともいい社会主義になつていてるとは言えない。私にはその問題が大きいんです。

たとえばレーニンが長く生きておつて、政治の責任者であれ

ば、もっとよくなつたでしょうけれども、まるで違つた性格の

スターリンが権力を握るようになつて、だめになつたんじやないかと思いますね。

脇 しかし、革命を達成した神様はすべからく早くお亡くなりになつたほうが後々から考えてプラスになるという感じが私にはするんです。（笑）

田畠 そのレーニンが早く亡くなつたんだけれども、あとがよくないです。

脇 ですけど、早く亡くなつたからレーニズムというものが無傷なまま、いつまでも革命の原点として、生き残るわけですね。

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、毛沢東さんが頭にあるからです。毛沢東も大変偉いんですけども、革命達成後あまりにも長く生き過ぎたと思うんです。毛さんがあまりにも長く生き過ぎたために、中国の場合、帰っていく革命の原点まで失つてしまつた。ところがソ連の場合には、レーニンさんが早く亡くなつたからこそ、いつまでも革命の原点みたいなものが残つたと思うんです。

田畠 ソ連の国は残つてゐる。しかしその原点がレーニンとともになくなつているんじゃないですか。實に寂しいという思いです。

脇 実際はそうですけどもね。

田畠 だから、偉い創始者が早く亡くなつても、あるいは長く健在した場合でも、繼承する人によるということじゃないですか。それから、毛沢東の場合はいろんな説がありますし、私たちにはよくわかりませんけれども、心身が弱つてしまつたんじゃないかという気がするんです。それから、そのため江青女士にディスクアードされたんじやないか、というような気持がします。

脇 これはカリスマ体制に必ずつきまとつ大問題なんで、どういうふうに革命の精神をひき継いでいくかという繼承の問題をうまく乗りきるということは大変難しいことなんですね。

田畠 だから、レーニンが革命のあとしばらくしてなくなつた、そのしばらくの間にもつと民主化をしておれば、よかつたんじゃないかとも思います。民主化の考えを強く持つていて強く主張していながら、それができでないでしょ。プロ独裁を強調し、その反面、徹底した民主主義なんだけれども、それが政治に十分に実現できないで彼は死んでしまつた。それから繼承したスターリンが、非常な権力主義・專制主義・官僚主義ですから、悪くなつたと思うんです。だから、一つは権力担当者のキャラクターの問題ですが、独裁あるいは民主集中の時期が長いといけない。早く民主化をやつてしまわなきゃいかんと思う

んです。それがレーニンの早逝のためにソ連の場合はできていません、また中国の場合もまだできていないんじゃないですか。

つまり民主集中というものは独裁ですよ。独裁の別の言葉です。だから長い民主集中でなくて早く民主主義にならないといけないと思うんです。言い換えれば議会制民主主義ということになりますけれどね。また、日本の場合ですが、憲法では議会制民主主義を非常によく定めているだけれども、実際はゲルテンしてないですから、民主主義がない。民主主義のいちばん大事なことがどうも理解されず、運用面でも欠落している。

それがアメリカの場合は案外にわかっている。さっきも言いましたが、軍人諸君にもわかっている。こちらは民主を言っている議員であってもわからん人が多い。革新党でもよくはわかつてない人が多いですね。

政治的精神風土と制度

伊藤 そういうわかつてないところへ天皇制を残しますと、単なる象徴天皇制に終わらないで、また神格化されて大きな政治の権限を持つようになっていく可能性があるんじゃないでしょうか。

田畠 いま現にそのようにわるく運用されていますね。しかし、共和制にしても、国民が民主的にならないかぎり、強い権

力、専制主義的な権力は残るし、そういうものが必ず出てきます。たとえばドイツの場合、共和政になつて却つてヒットラーが出てきたんですね。前のカイザーの時より、もつと悪い権力政治になつてしまつたでしょう。つまりそれは権力、民主的でない国民と権力担当者の問題じゃないですか。だから、権力に対決して人権主義を徹底して実現していけば、不斷の努力によって、民主化するんだろうと思うんです。共和制か君主制かは問題ではないと私は思うんです。共和制のほうが進んでいるんだけれども、共和制というだけでは問題の解決にはならない。人権尊重の徹底があるかどうかできる問題だということです。

西田 先生がよくおっしゃる「権力は絶対に腐敗する」という、その権力の属性と国民の抵抗の問題ですね。

田畠 “絶対に”とはぼくは考えないんです。腐敗する傾向性を持っているけれども、権力を使う人によって違うと思います。行政権力だけでなく、司法権力でもそうです。たとえば児島惟謙が大審院長である場合は、憲法どおりの司法行政あるいは裁判をやるようになります。立法権力の場合でも同じです。西田 ただ、その期間が問題になるんではありませんか。長期にわたってはいけない。

田畠 長期は悪くなる条件をつくると思います。蜷川さんで

も二期か三期で辞めておれば……。(笑) ちょうど二期か三期

「うにぼくは言つたことがあるんです。あとは善政に期待して多少妥協するような考えが出てきたわけだけれども、それがいっこうによくならんもんだから、よくしてから、俸給も一般職並みにしてから、辞めてほしいという気持がありましたね。そういう注文をしたことが何度あるけれども、よくなつていな。却つて悪くなつた面が出てきました。……蜷川さんには、確かに、勤評反対とか、憲法強調とか、えらいところがあるんだけれども、それだけに惜しいと思います。

佐々木博士の天皇制観と憲法第九条の解釈

西田 先生、二点ばかりお尋ねしたいことがあります。さき

ほど、日本国憲法制定のプロセスのお話が出ましたけれども、佐々木惣一先生は内府案の作成の段階で近衛さんの依頼を受け協力なさいましたね。その間のさまざま問題について、先生は佐々木先生からすでに情報を得ていらっしゃることと思います。そこで、先の討論との関係で問題にしたいのは、当時天皇のあり方について、佐々木先生はどういうふうにお考えになつておられたのか、その点を聞かせていただきたいということが一つです。

それから戦後の田畠先生の行動の軌跡を見ておりますと、一つはパシフィズム（絶対平和主義）があります。それは先生の

憲法学に源をたずねますと、どうしても第九条解釈の問題にゆきつきますね。私、正確には存じておりませんが、第九条の解釈について、佐々木博士と田畠先生の間に学説の相違があつたと言われております。その点どういうふうに違つていいのかと、いうこと、その二つについてお聞きしたいのですが。

田畠 佐々木先生は天皇制尊重主義ですけれども、これは変えることのできないものだという考えはないんです。その点が美濃部さんと違うところではないかと思います。美濃部さんは変えてはいけないという考えが強い。しかし佐々木先生は変えることができるし、変えてもいいという考え方もあります。但し、変えろとは言わない。

西田 国体と政体の区別ですか。

田畠 ええ、それとの関連もあると思います。とにかく、美濃部さんは本当にがんこで、天皇制を変えてはいけないという考え方です。改正限界説の契機がそこにある。しかし佐々木先生は、天皇制を変える必要はないという程度です。ところが、変えることはできる、改正の対象になる、というのが佐々木先生の天皇制についての考え方です。それが改正無限界説につながつてているんです。

西田 手続さえ条件が整えば変えてもいいという学説ですか。

田畠 手続だけじゃないですね。国民が天皇についてどう考

えるか。国民の意志・意識によつてきめるべきだ、という考え方ですよ。

西田 国民の天皇意識ですか。

田畠 そう。国民が決めればいいという国民主権の考えです。だから、いまの国民主権・象徴天皇というのは、佐々木先生が主張されたわけではないけれども、これはこれでいいという評価をしておられたと思うんです。

西田 警見しますと、美濃部法学というのは目的主義的で、柔軟な、解釈の幅を認める学派ですね。それに反して、佐々木学説は非常に厳格で、客観主義的論理主義の立場に立っています。そういう立場の佐々木先生が、国体の変更の可能性をおっしゃって、片や「柔軟な」美濃部博士が変えてはいけないといふお考えを示されるのは、ちょっと不思議な感じもするんですが。つまり「柔軟」の意味なんです。

田畠 柔軟だと言われているけれども、美濃部憲法学というものは決して柔軟ではないですね。たとえばいまの問題に関連するわけですが、美濃部説は天皇制を変えてはいけないと言うんですから、柔軟じゃないでしょ。佐々木先生は変えることができると言つてゐるんです。それは客観主義的な柔軟さです。美濃部さんは主觀に偏したがんこさで、その点佐々木先生以上に保守的です。

西田 変えてはいけないということとは、帝国憲法の規定上変えられないということですか。

田畠 客観的にそういうところからきているんじゃないと思ひます。むしろ、変えてはいけないという主觀による目的意識ですよ。

西田 変えてはいけないという目的意識。

田畠 ええ。佐々木先生は、変えることができるし、変えてもいい。しかし、自分は変えよとは言わない、天皇制でいいんだ、国民主権でなくて天皇制でいい、ただ政体の点で民主化すればいい、という考え方です。その点非常に違うと思います。佐々木先生についても美濃部先生についても、一般にはそのことを理解していなけれども、それははつきりそうなんです。書いておられるものだけでなく、じかにぼくは聞いたことがあります。それは確信を持つて言えます。

そして、社会主義ということも先生は考えておられました。美濃部先生にはそれがないでしょ。社会主義という考えは全然ない。だから比べてみると、美濃部先生よりも佐々木先生のほうが少なく保守的であるということが言えるのではないかと思ひます。

それから、平和条項の九条の問題ですけれども、佐々木先生は、初めは、あの九条は戦争を全面的に放棄している、軍備も

放棄している、という解釈だったんです。だからあの条項を設けることについては貴族院で反対の意見を展開されたわけです。その後、九条については目的意識が加わってきました。つまり佐々木先生の客觀主義の解釈ではなくて、主觀が入ってきた。つまり、九条をそのとおりに解釈しないで、軍備は必要だとう主觀に従っての解釈をされているんです。だから、それは客觀主義憲法学の破綻^{はさん}と言つてもいい……。その点では破綻していると思うんです。

しかし、それは、つまり主觀を入れて解釈して、あの条項が改変されることを防ぎたいという気持があつたんじやないかと思います。そうすれば変えないで済む、という。それから、どうせ、いまの再軍備の問題が起つてくるという見通しを先生はされていたのではないかと思います。それに備えるそういう目的意識があつて……。

西田 解釈の変更ということになつたということですか。

田畠 そう。その点にかぎつて、非常に顯著な解釈変更がありますね。

西田 軍備の保有ができる、というふうに解釈が変わつてきたんですか。

田畠 軍備の保有ができる。全部の戦争を放棄しているんではない、自衛のための戦争は放棄していない、自衛のための軍

備、自衛のための戦争は放棄していない、という解釈になつた。そういう限定を加えてこられたと思います。

その問題について佐々木先生に聞きますと、先生はムツとされるんですよ。それは解釈としての弱点を突かれるからだと思いました。ことに、「憲法審議のときにはそういう解釈をして反対されたんじやないですか」と言いますと、まさにそうですから先生は怒るんです。或るコンファレンスで、九条の客觀的な解釈の話をしますと、たくさんの人いる前で、とてもきつくしかられたことがあります。先生自身は、むちゃを言つてるとなど自覚されているのではないかと思つたですけどね。

西田 『註解日本国憲法』の中では、佐々木先生の第九条解釈のそういう歴史的変化について触れられているんでしょうか。九条解釈を含む先生の憲法の解釈や佐々木先生の憲法学説を取り上げて、それについて論評を加えていきますね。

田畠 清宮さんの本ですか。

西田 ええ、あの本で、佐々木先生の第九条解釈が時間的に変遷していくことについての論評なり言及がなされているのかどうかということなんですね。

田畠 それはよく覚えていませんけれども、変わつたというふうには言つてるんじゃないですか。あそこだけではなくてほうぼうで。それに従つて大石君等の解釈も変わつていったんだ、

というふうに言つてゐるでしょうね。そして、大石解釈と佐々木解釈が一緒なんだ、と。九条だけではなくて、あらゆる点で大石解釈は佐々木解釈だ、と。大石解釈は保守であり、反動であり、したがつて佐々木解釈は保守であり、反動である、という評価になつてしまつていると思うんです。ところが、九条だけですよ、それは。ほかにはないです。

西田 磯崎先生の解釈は、第九条についてはどうなんですか。

田畠 磯崎君は、盛君もそうですけれども、われわれに近いです。佐々木先生の九条解釈は正しくないと多分思っていますね。大石君とか、もう亡くなりましたが吉田一枝さんなんかは同じような解釈でしょう。関大の中谷君もそうじゃないかと思います。だから九条解釈について、佐々木学派は二つに分かれているということになります。

護憲・平和運動の原点

西田 先生の戦後の平和運動の理論的原点は第九条の解釈にあると見て間違ひございませんか。第九条のパシフィズムからきています。

田畠 そうです。つまり憲法からきているわけです。憲法によつて教えられたと言つていいと思います。だから、それを守ろうとする考えは非常に強いです。いまの日本の政治はそれか

らだんだん離れていつていますからね。

やはり不十分でしたね。だから遠藤三郎さんや私なんかが出る

といいんです、出さんですよ。（笑）遠藤さんは徹底していま
すから、ぼくんかでも呼びませんね。実は、戦争陣営には突
っ込める弱点が多くあるんですが、戦争陣営の主張を破ること
のできるような人はまるで出していない。まあ初めからそうい
う計画でしようから。

西田 憲法第九条というのはいまのシビアな国際状況の中で

は一見ユートピアのような規定に思われるけれども、現実のパ
ワー・ポリティクスの中で、日本の安全保障政策をじっくり考
えれば、全くの無防備でいくと、いうことがかえって実質的な効
果を果たすということを最近、一部の政治学者が言いだしてい
ますね。神島二郎氏なんかもそういう考え方だと思います。

田畠 その強調が必要ですね。その条件づけが必要でしょ
う。その条件を確固としてつくるためには、私は永世中立以外
にないと思うんです。その宣言をすれば断然強いですよ。でな
いと逆に非常に危ない。軍事同盟条約体制を続けているかぎり
は非常に危ない。そういう心配があります。戦争になつたらしま
いです。防衛なんかできるものではないですから。

「サ司令部」（佐々木先生）の発言の重み

サ司令部ですか。

田畠 佐々木先生に命令されたら絶対だと思っていました。
だから同志社を辞めて京大へ行けと先生にじかに命令されたら、
従うほかはないと思ったです。ところが先生は、自由に決めた
らしいんだとおしゃったもんだから、本当に安心しましたね。
藤倉 先生はタ司令というのは出されたことないですか。

（笑）

田畠 絶対にそれはありません。（笑）それは佐々木先生と
違うところです。佐々木先生にはまあそういうところがあつた
のでしょ。滝川先生が特にそう感じたのかもしれません。だ
から佐々木先生の言わることはサ司令部の命令だと思ってい
らしたんじゃないですか。

ただ、滝川さんが聞かなかつたことが一つあります。佐々木
先生は大学総長という言い方はきらいなんです。制度を尊重す
る人ですからね。法律で「大学の長は学長とする」ときめてい
るんだから、「学長」と言うべきだ。それを「総長」と言うの
は官僚主義だという考えです。だから、南原君は官僚主義だね、
とよくおっしゃつたのでしょう。あれは片山内閣のときでしょ
う。文部省が言つても、南原さんは「東大は総長だ」と言つて
がんばったんですね。片山さんは、大学卒業が南原さんと相前
後しているんですね。南原君は官僚主義だ、と言つていました

岩野 田畠先生にとつていちばん怖かつたものは、やっぱり

ね。それを旧帝大の学長があとでまねをした感があります。名古屋も九州も京大もそうですが、京大の場合は、滝川さんまでは、そのように言わなかつた。滝川さんになつたら、俄然、総長だと言ひだしたんですね。

ですから、たぶん佐々木先生はじかに滝川さんに注意されたでしょ。それはわれわれにも言つてましたから。ところが、滝川さんはきかなかつた。あくまでも「総長」で押し通しましてね。

「曲学阿世」の問題

西田 吉田茂の「曲学阿世」演説があつた当時、それについてどう思われましたか。あれは講和論争のときですが。

田畠 あれは吉田さんが悪いですね。吉田さんも民主主義がわかつてない。わかつていればそんなことは言いません。反対論は尊重しないといけませんからね。つまり、南原さんは全面講和でしょ。それから永世中立の考えがありましたね。吉田さんはそうじやないんですが。反対論をかえつてありがたく思わなければいけないと言つて、あのとき古島一雄氏が吉田茂氏に怒つていつたということですね。反対論に対し暴言は絶対に言うべきではない。反対論に従わなくても、尊重しなければならんのが民主主義ですから。

西田 最近出た竹内好さんの遺稿集『方法としてのアジア——わが戦前・戦中・戦後一九三五—一九七六——』という本の中に「曲学阿世」の問題をとりあげた短いエッセーがあります。

御承知のように、当時、南原先生は、全面講和論を積極的に主張しておられたのですが、その南原さんが、吉田首相の「曲学阿世」発言に反発して、ああいう発言は学問を冒瀆するものである、学問の自由への弾圧を意味するというふうな主張を開された。それを読んだ竹内氏は、「そういう「学問の冒瀆、学者に対する権力的弾圧以外のものではない」といった「大げさな身ぶり」（竹内氏）にはいかにも官学の大本山といった学者の特權意識を感じるといつてゐるんです。こういう声明をよむと「学者はえらいものだ、と感心はするが、それではその学問は何のために擁護する必要があるのですか」と問い合わせたくなっているという気持をのべています。戦前のわが国の学問が権力に弾圧されていった一連の経過を思うとき、学問の有効性の根拠——京大事件や美濃部博士流の学問をもつてしては権力に对抗できなかつたという歴史的教訓を学ばなければならぬと主張しています。そして、一つの例をひきあいに出して、つまり、中華人民共和国の成立祝賀が北京の故宮前の広場で開催されたときのことですが、その厳粛な式典の中に、ふとどこからかま

ぎれこんだ一匹の小犬が、整列した群衆の前を出口を見失つて

とまどいよたよたしている姿をみた群衆の中から、だれかが小

声で発した「蔣介石」というユーモラスな一言によつて、整列

した大群の兵士たちのあいだをこらえようとしてもとまらない

「忍びやかではあるが腹の底からの笑い」が、波のように伝わ

つたというシーモノフの評言を紹介し、「正学と曲学を学問の

立場から自分で判定しよう」とせずに、なぜ、南原氏が小

声で「蔣介石」と言って「民衆とともに笑う」ことをしなかつ

たかという意味のことを書いておられるのです。あの問題にたいする一つの鋭い評論だと感心しました。

田畠 南原さんにある官僚主義的な気持というか、ふんい氣

といふか、そういうものがそういうふうに出るんでしきうね。

同じことを言つても。しかし両者を比べれば、悪いのは吉田さんの方ですね。皆さんの中に、南原さんにじかにお会いになつた方がござりますか。

西田 私は、南原先生が政治学会の理事長をお辞めになるとさきに——あれは、立教大学でしたか政治学会がありましたね。あのとき南原先生のスピーチを聴いたことがあります。それから、同志社へ来られたことがありましたね。そのとき、講演会のあとで学生たちとの茶話会がアーモスト館ホールでありまして、その会に出席しました。とても歯切れのいい明晰なお話し

ぶりが印象に残っています。

田畠 はい、ですから議長なんかをやつても実にうまいですとうございました。

西田 そろそろ時間がきたようでござります。長時間ありがとうございました。
(第二回終了)